



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

- 輸入食料品を中心に -

東京税関業務部総括原産地調査官

本日のトピック

- 実際の輸入を想定した事例の検討
 - 実質的な確認
 - 形式的な確認
- 実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識
 - 原産地基準
 - 食料品に見られる特有の原産地基準
 - 積送基準
- 実質的な確認をより適正に行なうために
 - 原産地認定のケーススタディ
- 形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識
 - 手続的規定(税関における手続き、原産地証明書の記載事項と記載に不備のある場合の取り扱い)
- 原産地手続きを巡る諸外国の動向とわが国
 - 原産地証明手続と検証手続
- 終わりに

実際の輸入を想定した事例の検討

実質的な確認
形式的な確認

事例問題

- 輸入者A(税関商事)は日タイEPAを利用してタイからナット調製品を輸入する予定です。
- 別添インボイス等の書類一式を揃えましたが、税関への輸入申告の前には確認が必要です。
- 当該書類でEPA特惠税率を適用した輸入申告が可能かどうかをご確認下さい。

ナット調製品の関税率の例

| 税番 | 品名 | MFN税率 | GSP税率 | EPA税率 | | |
|-------------|--------|-------|--------------------|------------|--------------|--------------|
| 2008.19-191 | ナット調製品 | 11% | 5.5% (LDC FREE) | 1% (タイ) | 3% (アセアン) | 2% (ベトナム) |

* 品名は簡略的な記載であり、実行関税率表とは異なる。

確認すべき事項

- 輸入貨物がEPAの規定に基づく相手国の原産品であるかどうか(実質的な確認)
- 原産地証明書(CO)の記載事項に不備がないかどうか(形式的な確認)



ORIGINAL

| 1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) ZAIMU FOODS INTERNATIONAL CO., LTD 3707, ABC ROAD, PATUMWAN, BANGKOK, THAILAND | | Reference No. IJ2014-1358615 | | | |
|---|--------------------------------------|---|--|-----------------------------------|--------------------------------|
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-11 ADMI, KOTO-KU, TOKYO JAPAN | | AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (combined declaration and certificate) FORM JTEPA issued in THAILAND (country) | | | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) BY SEA FREIGHT "ORIGIN-MARU" FROM BANGKOK TO TOKYO | | 4. For official use | | | |
| 5. Item number | 6. Marks and numbers of packages | 7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) | 8. Origin criterion (see Notes Overleaf) | 9. Gross weight or other quantity | 10. Number and date of invoice |
| 1 | ZAI (in dia) C/T No. 1-155 | Page: 1 of 1 HS CODE 2008.19 Cashew NUTS ABC 150g (N-20033152) 155 CARTONS TOTAL: ONE HUNDRED FIFTY FIVE CTNS | "PE" | 456.00kg | ZAI-025 APRIL 10, 2015 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirement specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) BANGKOK, April 13, 2015 ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO., LTD. Place and date, signature of authorized signatory | | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. STAMP BANGKOK April 15, 2015 Place and date, signature and stamp of certifying authority | | |

この原産地証明書において、「実質的な確認」を行うポイントは、
製品のHS番号 (第7欄)
原産地基準の記号 (第8欄)
である。
※欄番号は各協定により異なる

読み解くと・・・
「ナット調製品 (HS2008.19) は、タイの原産材料のみからタイにおいて完全に生産された製品であり、日タイEPAにおけるタイ原産品と認められる。」



この原産性にかかる証明内容が本当に正しいものであるのかどうかを確認する必要がある。

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

| 協定名 | | | マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン | メキシコ | チリ | タイ | アセアン 包括 | ベトナム | インド | ペルー | オーストラリア | (参考) 一般 特惠 (GSP) |
|--|-----------------------------|-------------------|----------------------------------|----------|-----|----|------------|------|-----|------------|---------|---------------------------|
| 完全生産品 | | | A | | | WO | | | A | (a) | WO | P |
| 原産材料のみから生産される産品 | | | B | | | PE | | | B | (b) | PE | W+ HS4桁 |
| 実質的 変更基 準を満 たす産 品 | 一般 ルール を満 たす産 品 | HSコード4 桁変更(※1) | - | | | | CTH | | B | - | - | W+ HS4桁 |
| | | 付加価値基 準 | | | | | RVC | LVC | | | | - |
| | 品目別 規則を 満たす 産品 | 関税分類変 更基準 | C | PS | CTC | | (c) | PSR | | W+ HS4桁 | | |
| 付加価値基 準 | | RVC | | | LVC | | | | | | | |
| 加工工程基 準 | | SP | | | | | | | | | | |
| その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維 製品にかかる「適性証明書」が必要) | | | - | D TPL | D | - | | | | | | |
| 適用す る場合 記載 | 累積 | | ACU | | | | | | - | - | - | |
| | 僅少の非原産材料 | | DMI | | | | | | - | - | | |
| | 代替性のある産品及 び材料 | | FGM | | | - | | IIM | FGM | - | | |

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。

(※1) インド協定の一般ルールは、HSコード6桁変更及び付加価値基準

「原産材料のみから生産される製品」は、この製品の生産に直接使用される材料が全て当該締約国の原産材料である必要がある。

①完全生産品 (28条(a))

材料をどこまで遡っても原産材料のみ

(*）厳密には、この表現は正確ではない。

②原産材料のみから生産される製品 (28条(b))

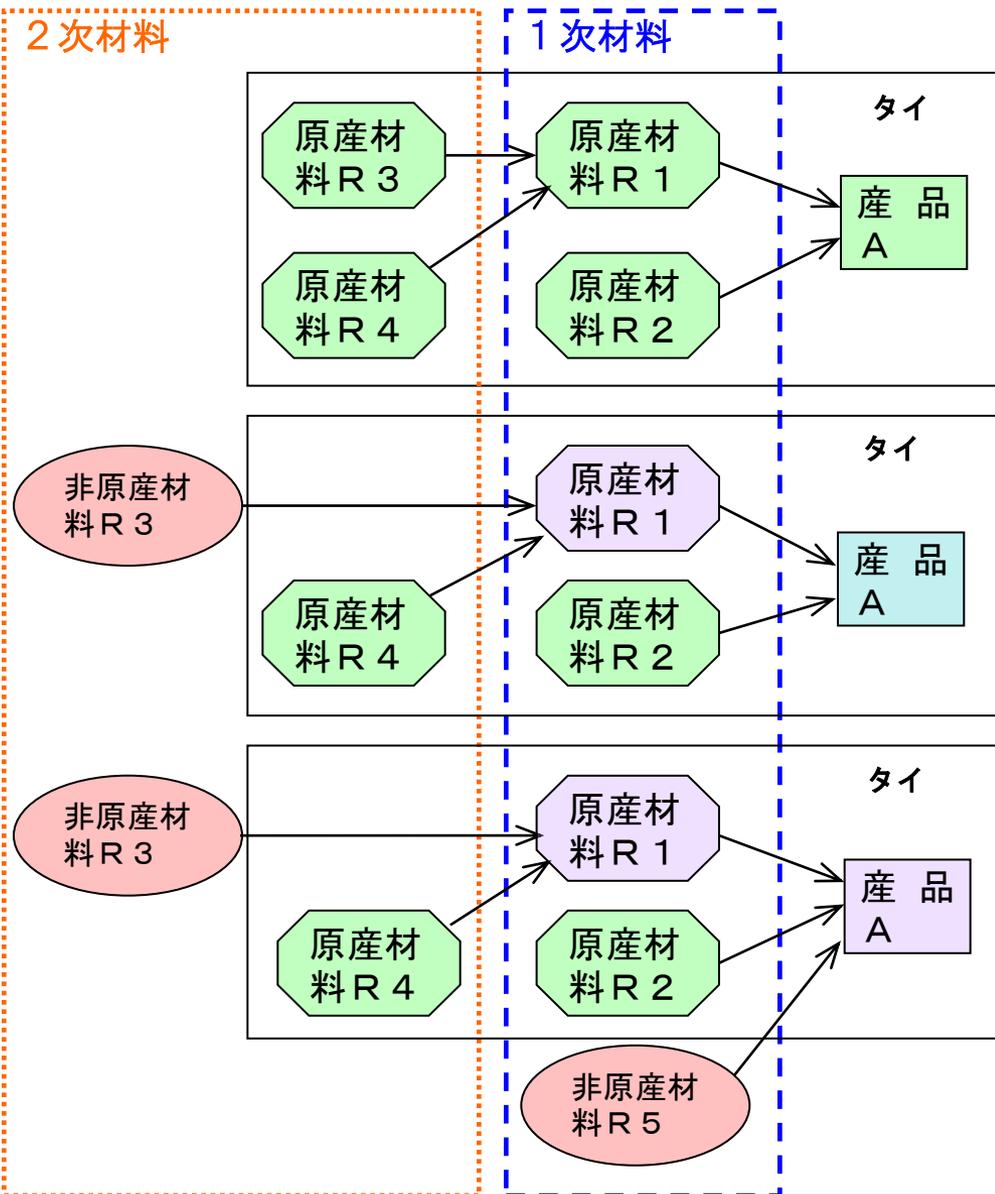
材料の材料 (2次材料) のうち、少なくとも1つは非原産材料

③実質的変更基準を満たす製品 (28条(c))

材料 (1次材料) のうち、少なくとも1つは非原産材料

2次材料

1次材料



(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

ナット調製品は当該締約国(タイ)の原産材料のみから完全に生産された製品ではない。

配合表

| | | | |
|-----|---------------------------------|----|------|
| 商品名 | Cashew Nuts ABC (N-20133152) | 規格 | 150g |
|-----|---------------------------------|----|------|

作成年月日

メーカー

ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD



| | 材料名 | 産地・メーカー | HS code | 配合量 (g) | 配合比 (%) | 価格 (USD) | 食品添加 物 | アレルゲ ン物質 | 遺伝子組換 えの有無 |
|---|----------|---------|---------|------------|------------|-------------|-----------|-------------|---------------|
| 1 | カシューナッツ | ベトナム | 08.01 | | | | | | |
| 2 | カシューナッツ | インド | 08.01 | | | | | | |
| 3 | せんべい | タイ | 19.05 | | | | | | |
| 4 | 砂糖 | ベトナム | 17.01 | | | | | | |
| 5 | ブドウ糖シロップ | タイ | 17.02 | | | | | | |
| 6 | 塩 | タイ | 25.01 | | | | | | |
| | | | 計 | | | 10.00 | | | |

ベトナム及びインド原産のカシューナッツを使用している。

ベトナム原産の砂糖を使用している。

(タイの)非原産材料を使用する場合には、第28条に定める要件をみたすことが必要。

配合表

| | | | |
|-----|---------------------------------|----|------|
| 商品名 | Cashew Nuts ABC (N-20133152) | 規格 | 150g |
|-----|---------------------------------|----|------|

| | |
|-------|---------------------------------|
| 作成年月日 | |
| メーカー | ZAMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD |
| | 印 |

| | 材料名 | 産地・メーカー | HS code | 配合量 (g) | 配合比 (%) | 価格 (USD) | 品目別規則を満たす必要 |
|---|----------|---------|---------|---------|---------|----------|-------------|
| 1 | カシューナッツ | ベトナム | 08.01 | | | | 有 |
| 2 | カシューナッツ | インド | 08.01 | | | 0.50 | 有 |
| 3 | せんべい | タイ | 19.05 | | | | 無 |
| 4 | 砂糖 | ベトナム | 17.01 | | | | 有 |
| 5 | ブドウ糖シロップ | タイ | 17.02 | | | | 無 |
| 6 | 塩 | タイ | 25.01 | | | | 無 |
| | | | 計 | | | 10.00 | |

第28条 原産品(抄)

1 次のいずれかの製品は、締約国の原産品とする。

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される製品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

3 使用される材料について関税分類の変更が行われ、または特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

関税分類変更基準

(実質的変更基準の1つ)

(*CTC: Change in Tariff Classification*)



- ・ **すべての非原産材料**と産品の関税分類番号の間に「特定の変更」があれば、「実質的変更」があったとする基準。
- ・ 「特定の変更」には、HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

HS2桁の変更: ○○の産品への他の**類**の材料からの変更
HS4桁の変更: ○○の産品への他の**項**の材料からの変更
HS6桁の変更: ○○の産品への他の**号**の材料からの変更

参考: 2008.19のHSLレベル
HS2桁: 20類
HS4桁: 2008項
HS6桁: 2008.19号

品目別規則を満たさない非原産材料については、補完的な規定(例えば、累積や僅少の非原産材料)の適用を考える。

$$USD0.5 \div USD10 \times 100 = 5\%$$

配合表

| 商品名 | Cashew Nuts ABC (N-20133152) | 規格 | | 作成年月日 | | メーカー | ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD | 印 |
|-----|---------------------------------|---------|---------|---------|----------|-------------|----------------------------------|-----|
| 材料名 | 産地・メーカー | HS code | 配合量 (g) | 配合比 (%) | 価格 (USD) | 品目別規則を満たす必要 | 品目別規則を | DMI |
| 1 | カシューナッツ | ベトナム | 08.01 | | | 有 | 満たす | |
| 2 | カシューナッツ | インド | 08.01 | | 0.50 | 有 | 満たさない | 適用可 |
| 3 | せんべい | タイ | 19.05 | | | 無 | | |
| 4 | 砂糖 | ベトナム | 17.01 | | | 有 | 満たす | |
| 5 | ブドウ糖シロップ | タイ | 17.02 | | | 無 | | |
| 6 | 塩 | タイ | 25.01 | | | 無 | | |
| 計 | | | | | 10.00 | | | |

第三十条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

附属書二(第三章関係) 品目別規則

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(f) 第三十条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料(関連する関税分類の変更が行われないものに限る。)の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

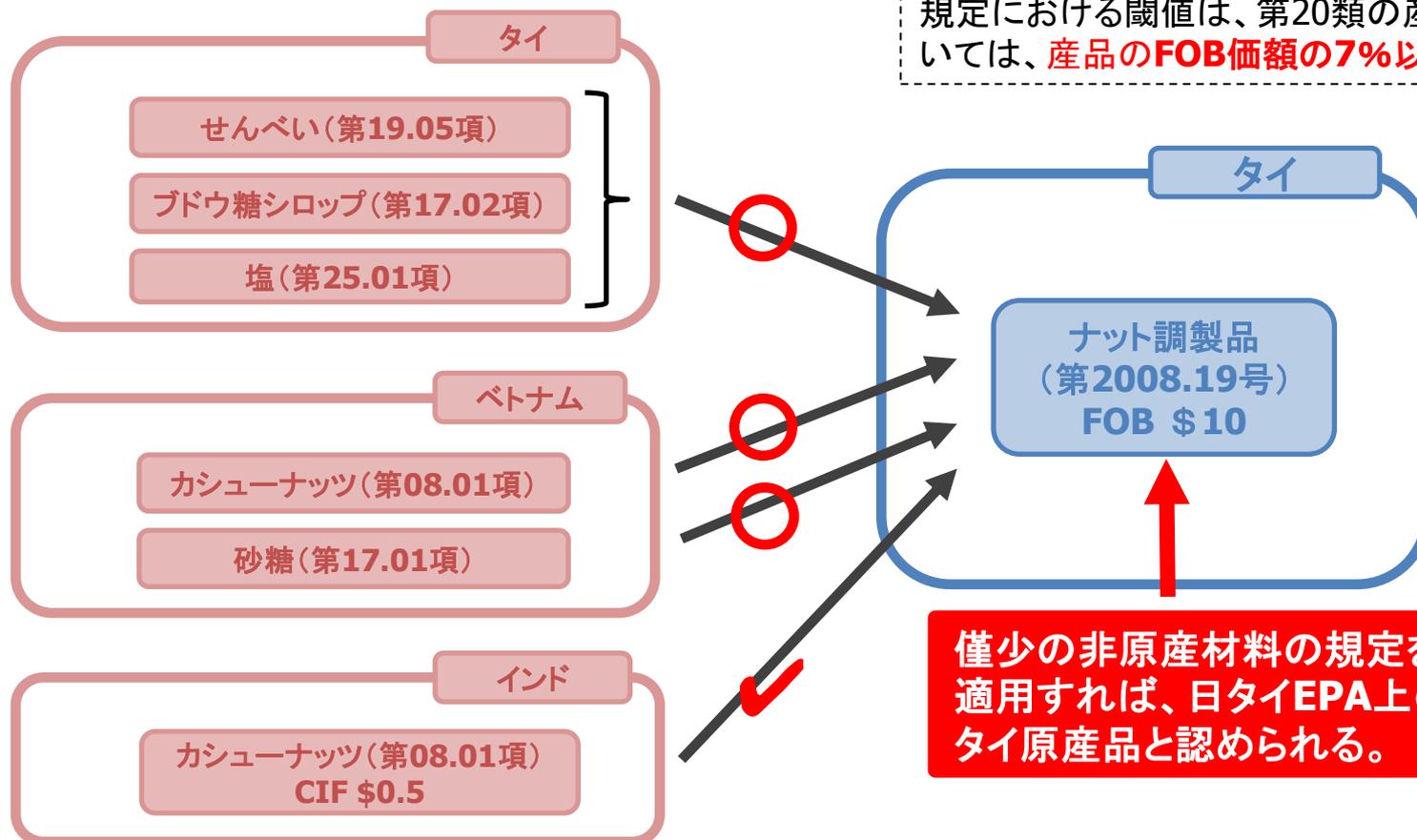
(i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の七パーセント

実質的な確認のまとめ

日タイEPA 品目別規則 2008.19

第2008.19号の製品への他の類の材料からの変更（第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

日タイ協定第30条（僅少の非原産材料）の規定における閾値は、第20類の製品については、**製品のFOB価額の7%以下**。



確認すべき事項

- 輸入貨物がEPAの規定に基づく相手国の原産品であるかどうか(実質的な確認)
- 原産地証明書(CO)の記載事項に不備がないかどうか(形式的な確認)

形式的な確認(CO記載事項に不備がないかどうか)

タイ協定原産地証明書の記入要領



原産地証明書は、英語で記入すること。

| | | | |
|--|--|---|--|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) 輸出者の名称・住所・国名 輸入時のインボイスが第三国の者により発行される場合、第三国で発行される旨及び発行者の正式な名称・住所も記入。 | | Reference No. AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND (country) | |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) 輸入者 (又は荷受人) の名称・住所・国名 | | 再発給された原産地証明書の有効期間は、オリジナルの原産地証明書の有効期間の残余の期間 | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) 輸送の手段及び経路 (分かる範囲で) 積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。 | | 4. For official use 公用欄 運及発給の場合 「ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is ... (date)」. 再発給の場合 「DUPLICATE, date of issuance and reference number of original C/O are ... (date), ... (reference number)」と、タイの発給当局が記入。 | |
| 6. Item number 項目番号 | 8. Marks and numbers of packages 包装の記号、番号 | 7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 包装の個数及び種類、品名、HS番号 2002年版HSの6桁番号 加えて、必要に応じて、ACU (第29条-果糖)、DMI (第30条-僅少の非原産材料) を追記。 第1604、14号の製品については、I OTC登録船舶ルールにより、品目別規則を満たす場合、材料名、I OTCに登録された船名、登録番号、登録国名等 第7類、第16類、第18類-第20類の製品についてはアセアン第三国の材料名、国名等 第61類、第62類の製品については、他方の締約国又はアセアン第三国の材料名、加工内容、国名等を記入すること。 ※熟果実ワイン (2206.00-229の一部) 及び「メコンウィスキー」(2208.90-129の一部) については、下記①及び②を追記。 ① 下記の品名 (熟果実ワインの場合) fermented beverages prepared from XX (原料の果実名) (「メコンウィスキー」の場合) Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel ② タイ政府が発給する製品証明書の1D番号 | 8. Origin criterion (see Notes Over) 原産地基準 WO、PE、PSのいずれかを必ず記入 一割特恵 (G S P) 原産地証明書の特恵基準 (第8欄) では、「P」又は「W+HS番号」と記入することになったこと、紛らわしいので要注意 |
| 9. Gross weight or other quantity 総重量その他の数量 | 10. Number and date of invoice インボイスの番号及び日付 | 前重量 (ネット重量) でも可 O原則として日本での輸入申告に使用されるインボイスの番号及び日付。 このインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスの番号及び日付付。 原産地証明書発給時点で、第三国インボイスの番号が不明な場合には、輸出国で発行されたインボイスの番号及び日付付 | |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (including quantity) and that they comply with the origin requirement specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN 輸出者 (又は代理人) が記入。 証明書申請の日付 署名 (自署又は署名の形状の印字) | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 日付・押印 署名 (自署又は署名の形状の印字) ゴム印は不可 | |

- 日タイEPAの原産地証明書 (フォームJTEPA) における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

(注) ここに掲げた記入要領は、日タイ経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に釈出したものです。運用上の手続規則の厳密な解釈は同規則の原文 (英文) によることとなる点にご留意願います。

形式的な確認(CO記載事項に不備がないかどうか)

3つの不備が存在

- 特恵基準(第7欄、第8欄)の相違
 - ▣ CO上は「PE」であるが、正しくは、「PS、DMI」である。
- 数量(第9欄)の相違
 - ▣ CO上は「456Kg」であるが、正しくは、「465Kg」である。
- 遡及発給(第4欄)の文言の脱落
 - ▣ 本来は、遡及発給(Issued Retroactively)の文言及び船積日が記載されていなければならない。

形式的な確認(CO記載事項に不備がないかどうか)

不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱離等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。
 ○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合に、速開後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】 平成25年10月1日現在

| 分野 | 記載項目 | 不備の内容 | 留意点 | | |
|------------|-------------------------|--|--|--|-------------------------|
| 全項目共通 | | 明らかな印字の誤り | 有効 | | |
| | | 英語以外による記述 | 原則無効 (固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)) | | |
| 原産地証明書の真正性 | 様式 | 協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠(GSP)原産地証明書を入手した場合) | 無効 | 2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。 | |
| | | 記載事項が権限を有さない者によって、追加、削除又は書きかえられた原産地証明書 | | 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。 | |
| | | 原本でない原産地証明書の提出 | | | |
| | | 有効期間が経過した原産地証明書 | | | |
| | 発給機関の証明 | 印影の脱落 | | 無効 | 必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 |
| | | 印影が不鮮明 | | | |
| | | 発給年月日、発給番号の脱落 | | | |
| | 輸出者の申請 | 輸出者署名の脱落 | | 無効 | 輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。 |
| | | 申請日の脱落 | | | |
| | | 原産国の脱落 | | | |
| その他 | 表題部における発給国の脱落 | | 有効 | 原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。 | |
| | 遡及発給の文言の脱落 再発給の文言の脱落 | | | | |
| 申告貨物との同一性 | 運送手段・経路 | 仕出港、輸送手段、船名等の相違 | 有効 | 取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)に限る。 但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。 | |
| | 輸出者・輸入者の名称・住所等 | 輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落 | | | |
| | | 輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載がない | | | |
| | インボイス番号等 | インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む) | | | |
| | | インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 | | | |
| | 数量又は総重量 | 数量の脱落、又は貨物数量との相違 | | | |
| | 包装の個数、種類、記号、番号 | インボイス等との相違又は脱落 | | | |
| 品名 | インボイスとの相違又は脱落(※) | | | | |
| 貨物の原産性 | HS番号(スイスは記載不要) | 輸入申告における適用税率との相違 | 原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)は有効。 | 忘記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 | |
| | | 脱落 | | 数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 | |
| | 協定の非譲許税率による記載 | 忘記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。 | | | |
| | 特惠基準(シングルボール及びスイスは記載なし) | 特惠基準等(AU、DNI及び材料に関する記載を含む)の脱落 特惠符号等の相違 | | | |

・ 不備のあるCOの税関における取扱いについて定めている

－ COの真正性(印影、様式、遡及発給、再発給等)

－ 申告貨物との同一性(輸出入者、インボイス番号、品名、数量等)

－ 貨物の原産性(HS番号、特惠基準)

【原産地申告(スイス、ペルー及びメキシコ)】

| 真正性 | 記載項目 | 不備の内容 | 留意点 | |
|-----|--------------|---------------------|-----|--|
| 真正性 | 認定輸出者にかかる申告文 | 認定番号又は原産地の相違・脱落 | 無効 | |
| | | 認定輸出者以外のもので作成された申告文 | | |
| | | 原産地申告のコピーでの提出 | 有効 | 輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。) |
| | | 規定申告文との些細な相違 | 有効 | 原産地申告であることが明らかな場合に限る。 |

輸入者Aは日タイEPAにおける特惠税率を適用した輸入申告(ナット調製品)を行なうことが可能。

実質的な確認

- 原産材料のみから生産された製品ではない
- 僅少の非原産材料の規定を適用し、品目別規則(関税分類変更基準)を満たす製品であることが判明
- ナット調製品が日タイEPA上のタイ原産品であることは明らか

形式的な確認

- 特惠基準(第7欄、第8欄)の相違
 - 原産品であることを明らかにできる場合なので有効
- 数量(第9欄)の相違
 - 原産品であることを明らかにできる場合(又は、同一性を確認できる場合)なので有効
- 遡及発給(第4欄)の旨の文言の脱落
 - COの真正性が明らかでない場合なので有効

実質的な確認を行なうために押さえておく
べき知識①

原産地基準

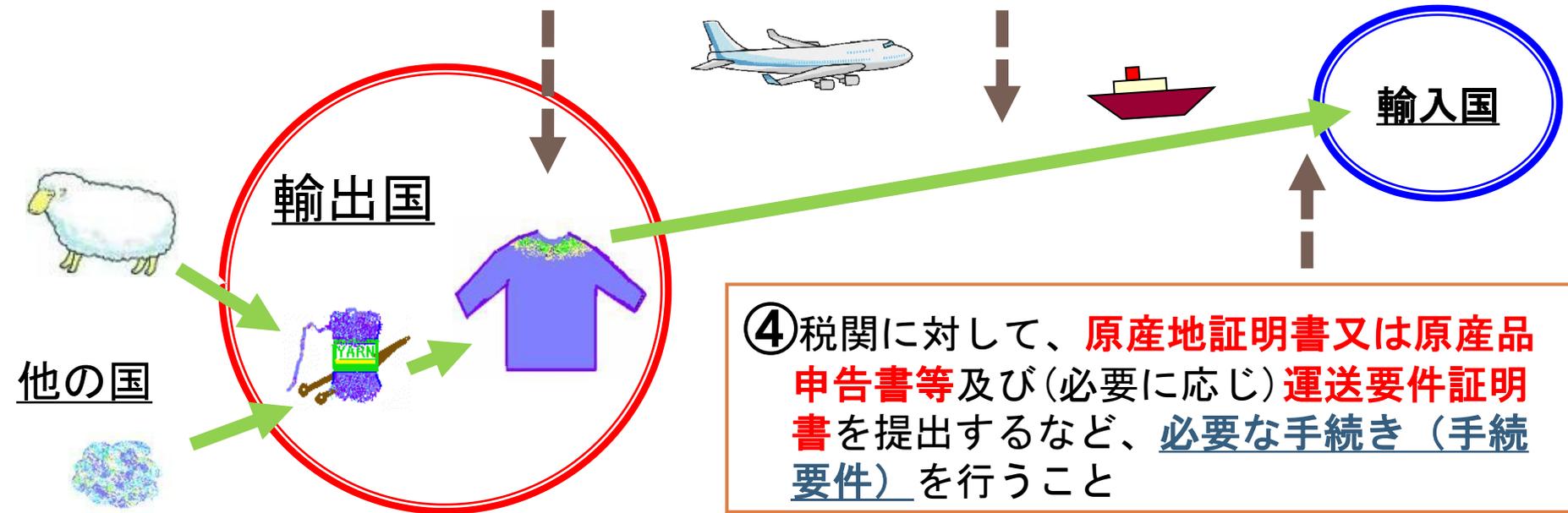
特惠税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること
(EPA税率の場合は協定の譲許表、一般特惠税率の場合は暫定法別表)

② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=**原産地基準を満たしている**こと)

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=**積送基準を満たしている**こと)

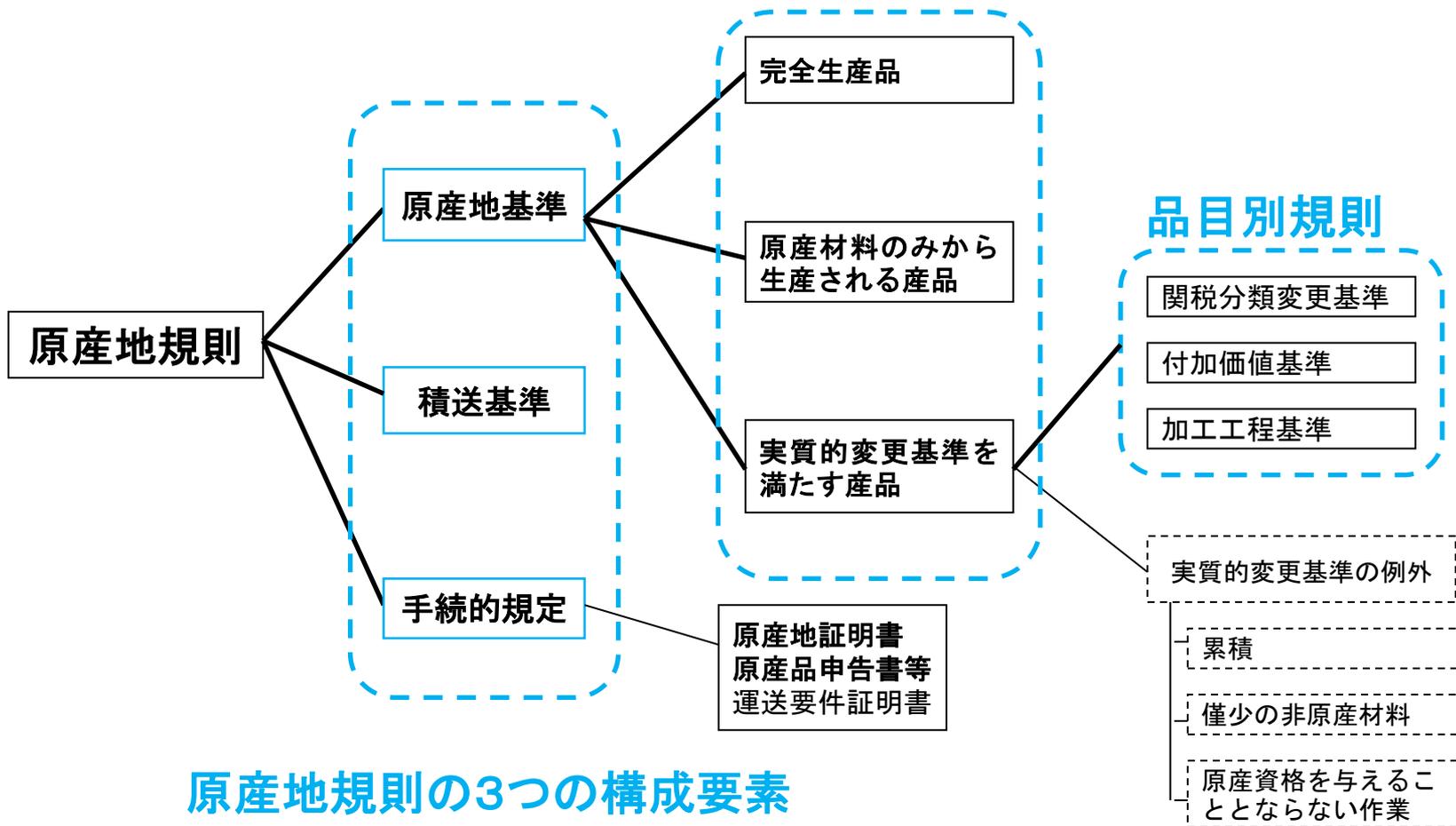
④ 税関に対して、**原産地証明書又は原産品申告書等**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出するなど、**必要な手続き(手続き要件)**を行うこと



★4つの条件をすべて満たさなければいけない！

EPA原産地規則の構成

原産品の3つのカテゴリー



原産地規則の3つの構成要素

原産品の3つのカテゴリー

原産地規則においては、3種類の原産品が存在する。

①完全生産品

②原産材料のみから生産される産品

③実質的変更基準を満たす産品

【参考】 日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

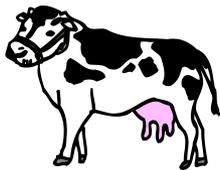
- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

①完全生産品

(アセアン協定の例)



(a) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 (切り花等)



(b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの (家畜等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品 (牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品 (捕獲野生動物等)

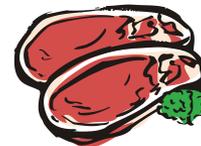


(e) 当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a) から (d) までに規定するものを除く。) (原油等)



(g) 当該締約国の船舶により、全締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品 (公海で捕獲した魚等)

(f), (h)~(j) 略

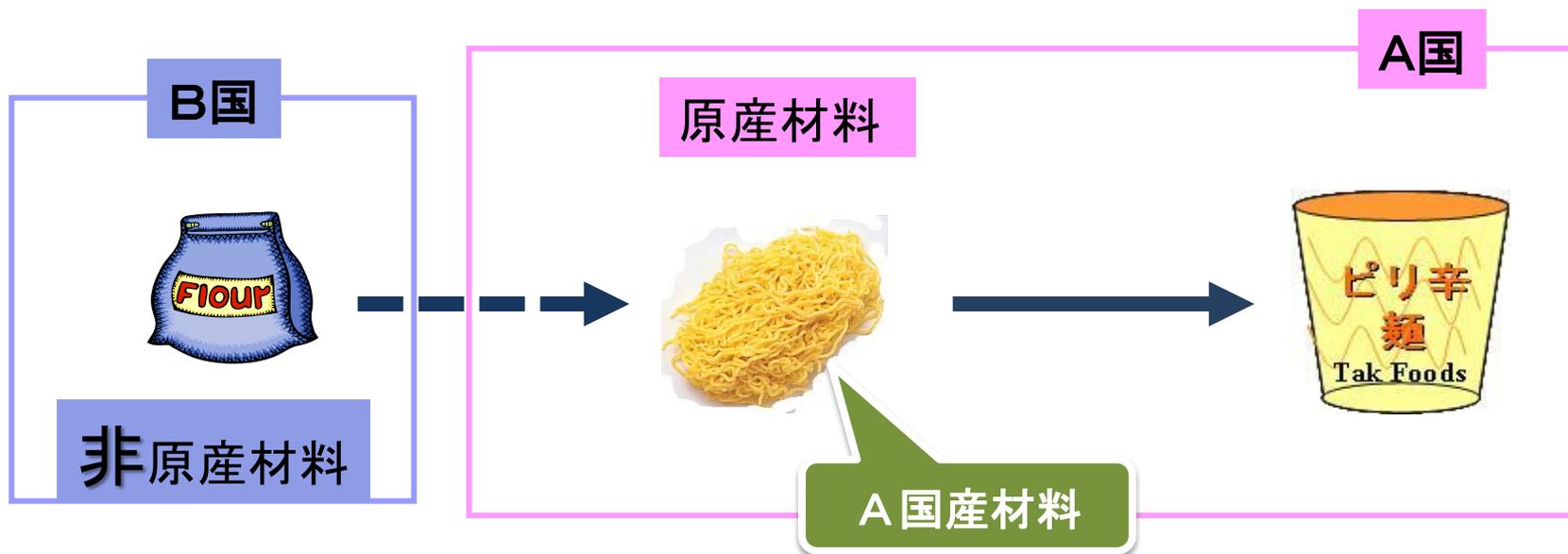


(k) 当該締約国において (a) から (j) までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 ((b) に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

②原産材料のみから生産される産品

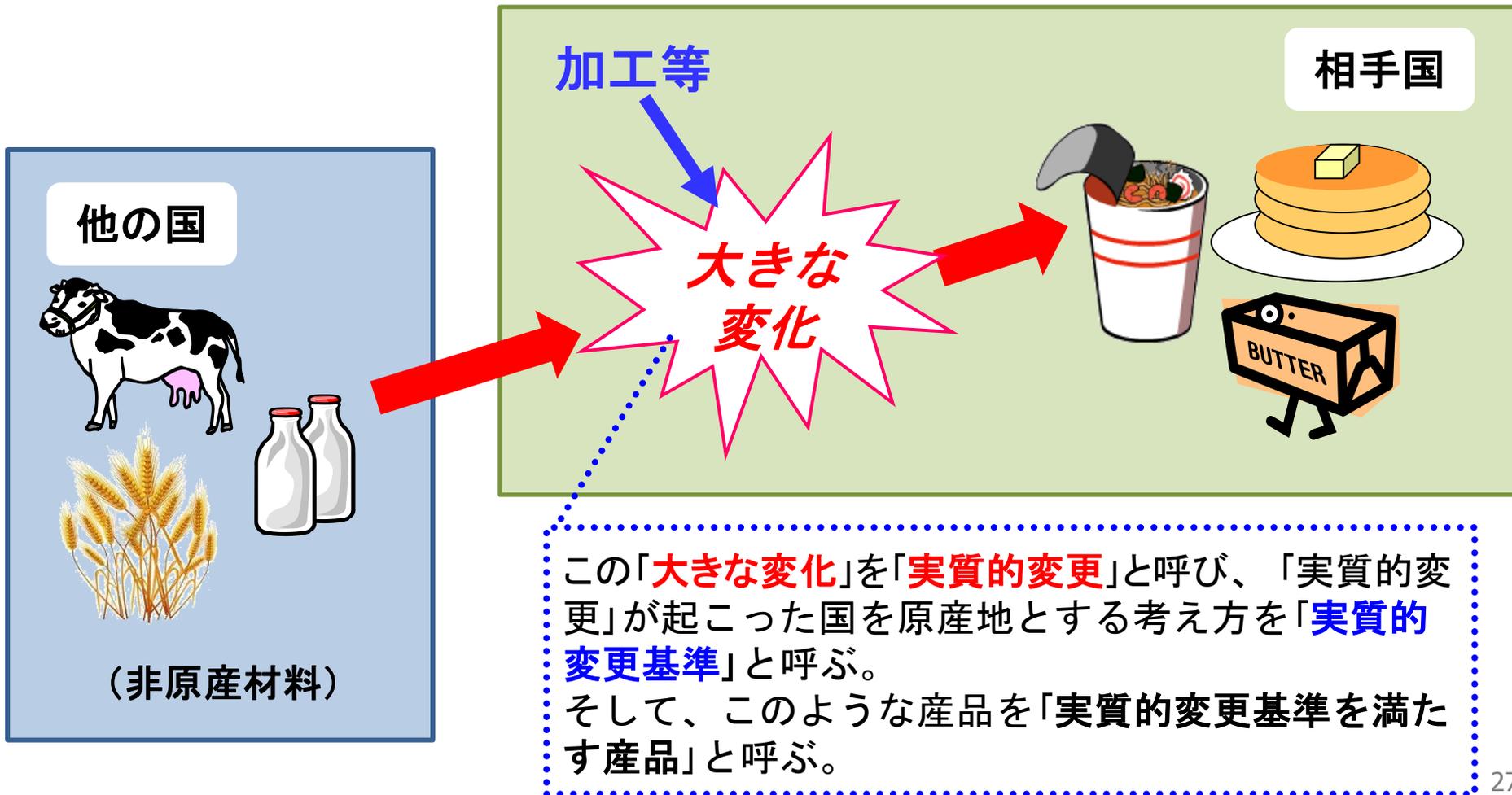
生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、
外見上は1カ国*で生産・製造が完結しているように見えるが、
実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(*日アセアン包括協定の場合は、1又は2以上の締約国)



③ 実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



原産品の3つのカテゴリーのイメージ

①完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

(*) 厳密には、この表現は正確ではない。

②原産材料のみから 生産される産品

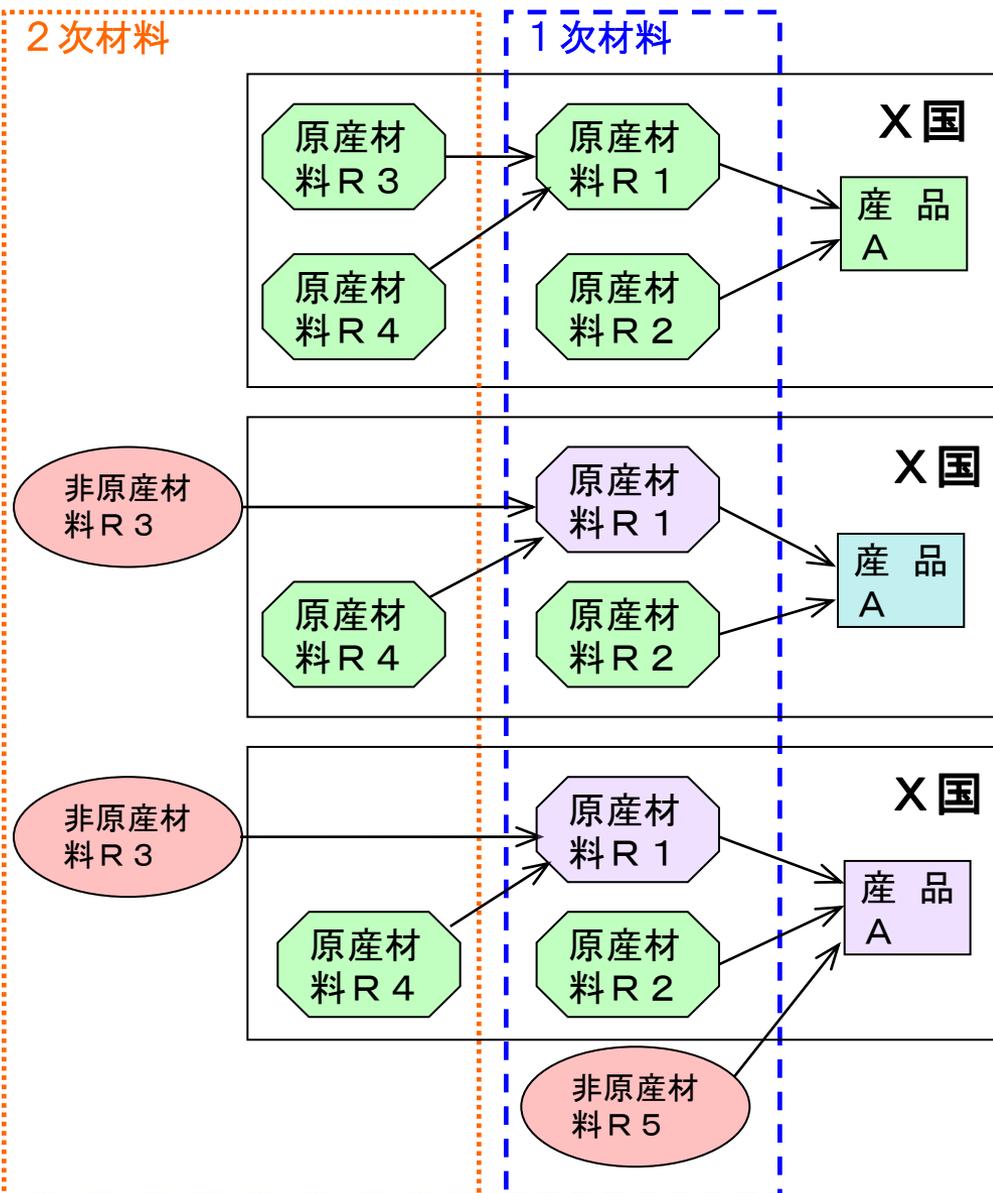
材料の材料(2次材料)の
うち、少なくとも1つは
非原産材料

③実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも1つは非原産
材料

2次材料

1次材料



(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

実質的変更基準の種類

- 関税分類変更基準
- 付加価値基準
- 加工工程基準



原産品判断にあたり参照すべき基準は
協定/品目毎に規定

品目別規則

(PSR : Product Specific Rules)

再掲

日タイ協定

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇〇八・一九

第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

(HS番号)

(ルール)

非原産材料が使用されている製品について、その国の原産品として認められるために必要なルール(※)をHS番号毎に具体的に表したもので、協定毎に定められている。

なお、形式は協定毎に異なっている。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

CC

⇒ Change of Chapter

⇒ 類変更

(関税分類変更基準)

関税分類変更基準

(CTC: Change in Tariff Classification)



すべての非原産材料と産品の関税分類番号の間に「**特定の変更**」があれば、**大きな変化**があったと考える。

「**特定の変更**」には、HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

HS2桁の変更: ○○の産品への他の**類**の材料からの変更

HS4桁の変更: ○○の産品への他の**項**の材料からの変更

HS6桁の変更: ○○の産品への他の**号**の材料からの変更

参考: 1905.40のHSLレベル

HS2桁: 19類

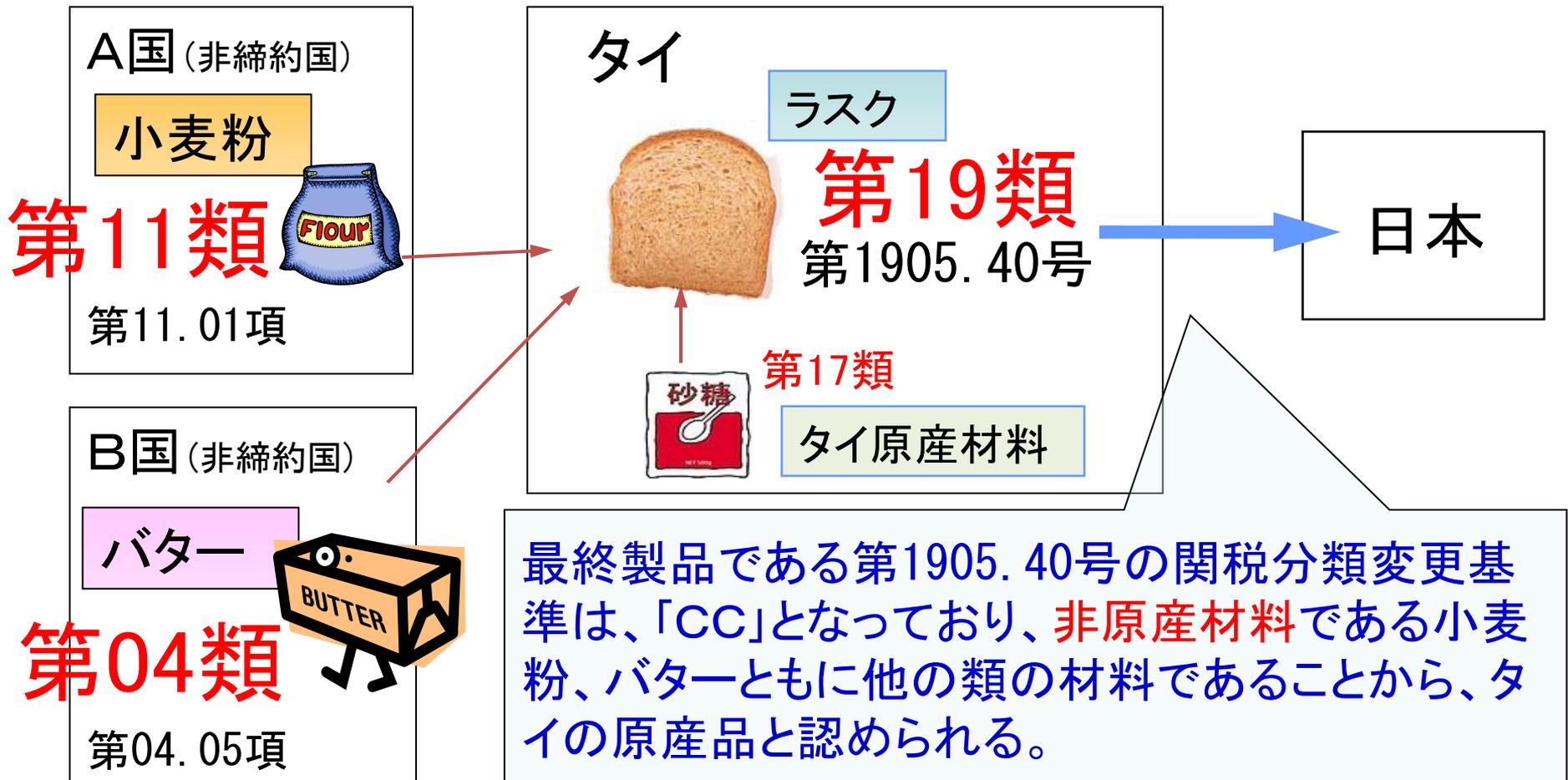
HS4桁: 1905項

HS6桁: 1905.40号

関税分類変更基準

非原産材料についてのみ検討する。

(例) 日タイ協定第1905.40号品目別規則: 他の類の材料からの変更



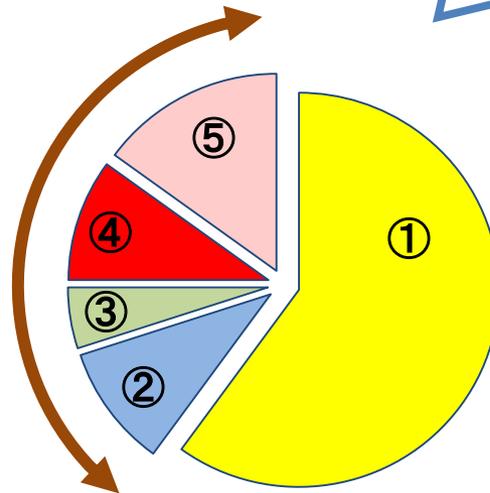
付加価値基準

(VA: Value Added)

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、「大きく価値が付加」された場合、大きな変化があったと考える。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。

円グラフの全体が製品の価額

基本的には、この部分が「付加された価値」



- ①非原産材料
- ②原産材料
- ③製造経費
- ④労務費
- ⑤利益その他

「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

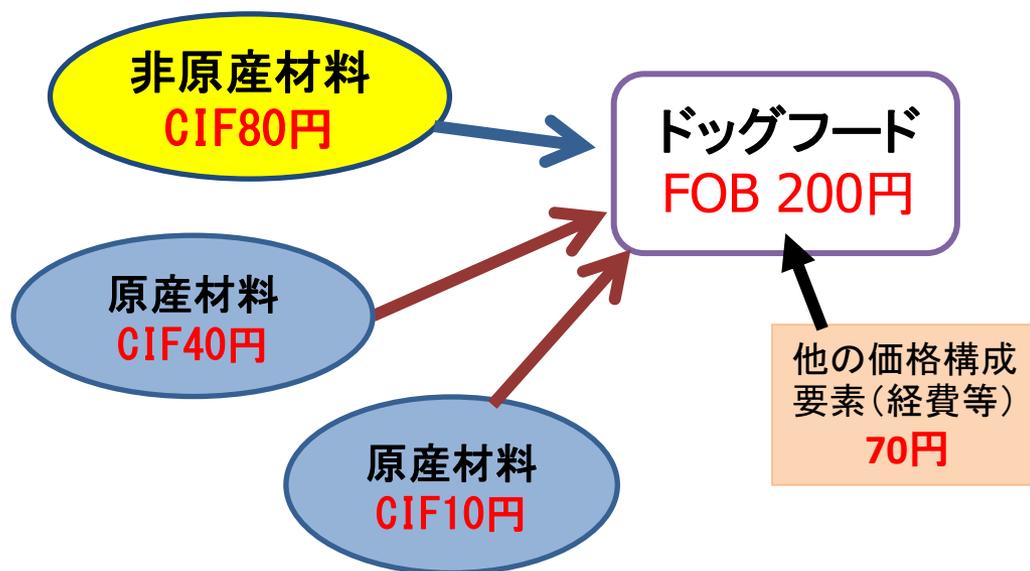
付加価値基準

(例) 日アセアン包括協定第2309.10号(ドッグフード)の品目別規則

RVC 40% (Regional Value Content : 域内原産割合)

$$\frac{\text{FOB} \quad \text{CIF}}{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}} = \frac{200 - 80}{200} = 60\% > 40\%$$

製品の価額

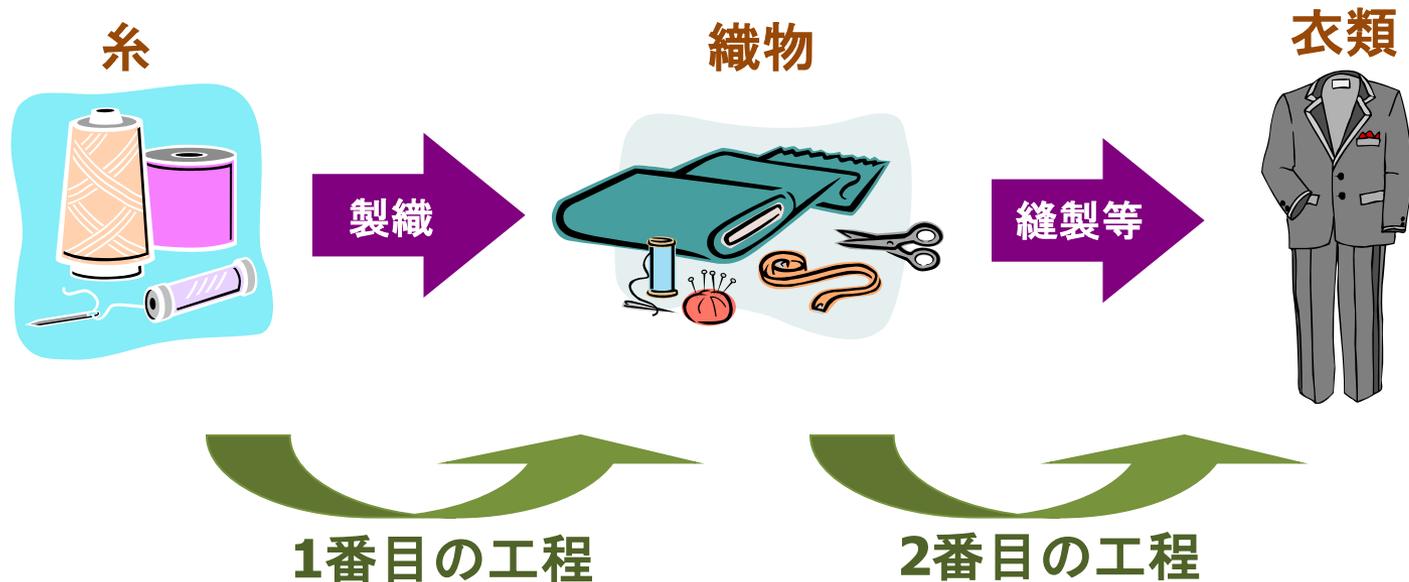


この場合「付加された価値」は60%であり、品目別規則に規定された40%を超えているので、協定上の原産品と認められる。

加工工程基準

(SP: Specific Processes)

- 非原産材料にある**特定の加工・作業**が行われた場合、**大きな変化**があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。



累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイ協定 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

第2009.11号から第2009.49号までの各号の**製品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)**

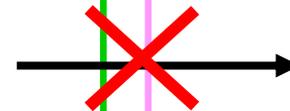
非原産材料のみかん（**第8類**）が**品目別規則**を満たしていないことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

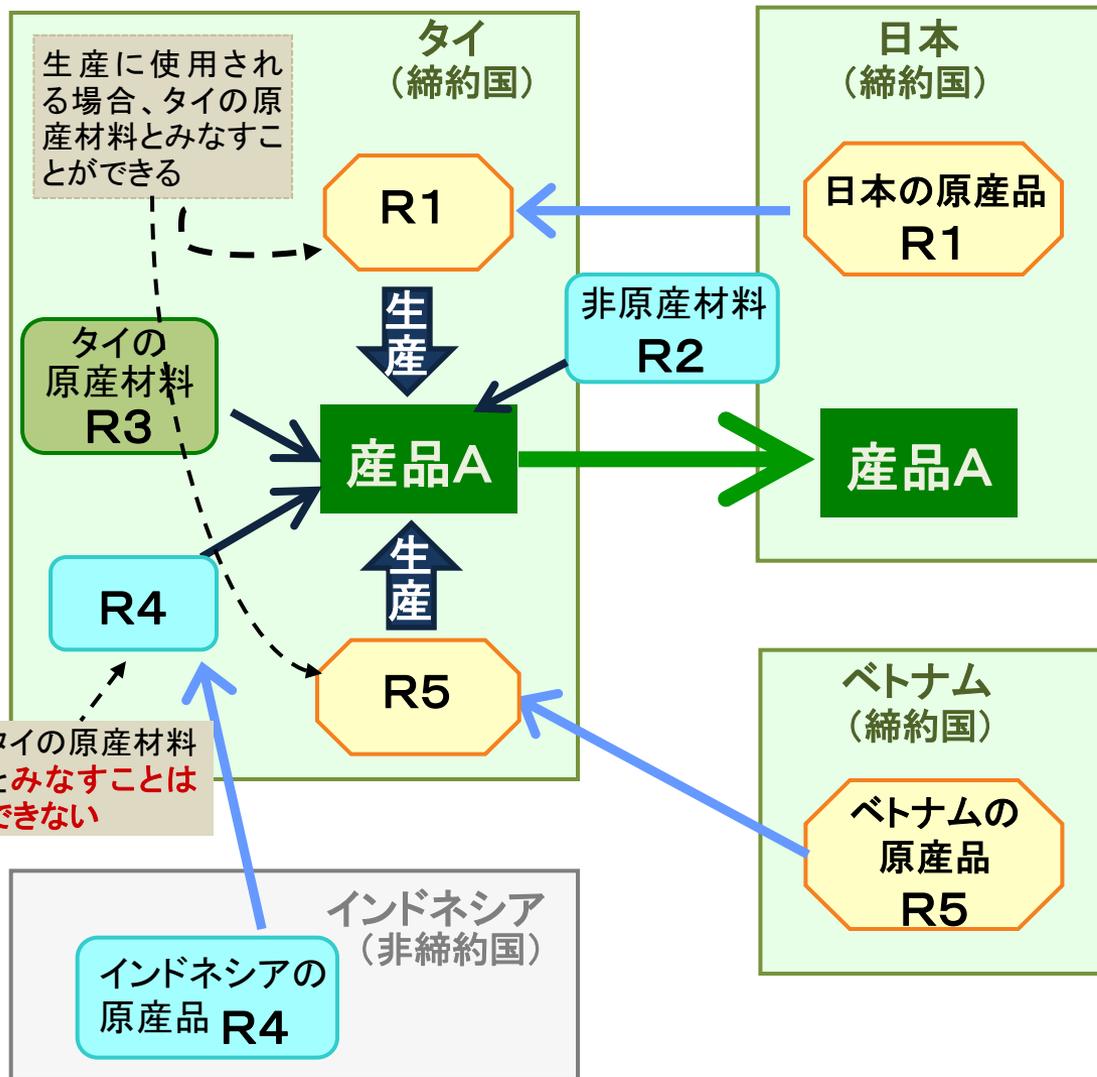
みかんが**日本の原産品**の場合、累積の考え方を適用して、**タイの原産材料とみなす**ことが可能となり、その結果、製品はタイの原産品と認められる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「**ACU**」の記載が必要



日アセアン協定における累積



日本以外の締約国（左図では、ベトナム）の原産品に関しても、生産に使用されれば、累積の規定の適用により、**タイ原産材料とみなすことが可能**。

⇒従来の二国間EPAに比べ、(概念的には) **原産資格を獲得し易くなっている**。

ただし、アセアン構成国であっても、日アセアン協定の効力が生じていない国 (**非締約国であるインドネシア**) に関しては、**同協定の規定(累積)は適用されない**。

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

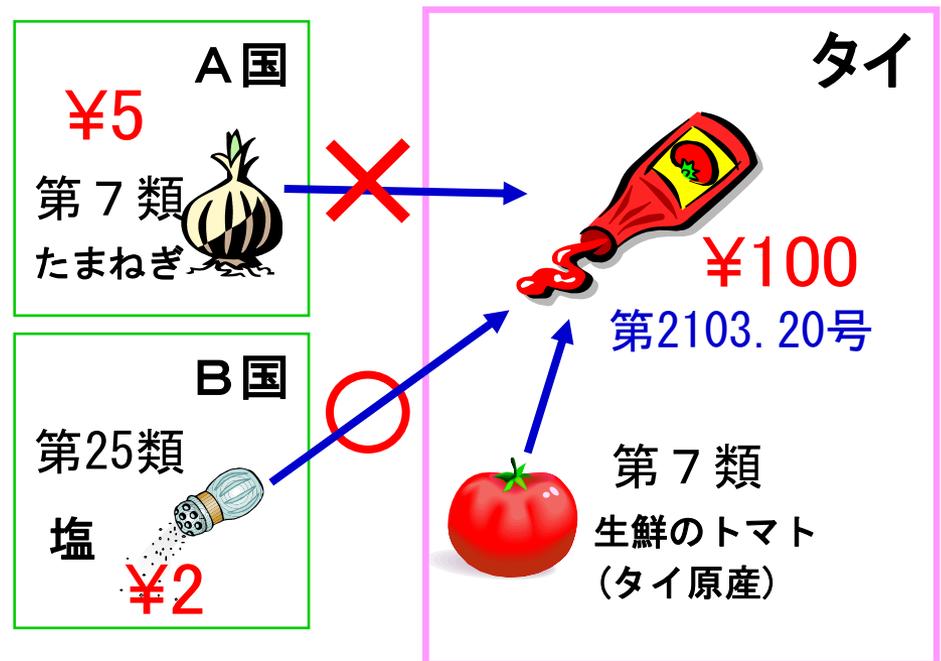
日タイ協定 第2103.20号 品目別規則

他の類の材料からのからの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ（第7類）が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5% ← タイ協定の場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品はタイの原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、関値はEPAごとに異なる。

| | 第1類 | 第2類 第3類 | 第4類～ 第8類 | 第9類 | 第10類～ 第14類 | 第15類 | 第16類 | 第17類 | 第18類 | 第19類 | 第20類 | 第21類 | 第22類 | 第23類 | 第24類 | 第25類 | 第26類～ 第27類 | |
|-------------|--------------------|---|--------------------|-----|---------------------------------------|------|---|----------------|---|----------------|---------------|---|------|---------------------------|------|------------------------------------|----------------|---|
| 日シンガポールEPA | × | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の7%以下 | | × | | | | | |
| 日メキシコEPA | 製品の取引価額の10%以下(※1) | × | 製品の取引価額の10%以下(※1) | | | × | 製品の取引価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | |
| 日フィリピンEPA | × | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日チリEPA | × | | | | | | | | 2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 製品のFOB価額の7%以下 | | × | | | | | | | |
| 日タイEPA | × | | | | | | | | 製品のFOB価額の7%以下 | | | | | | | | | × |
| 日アセアン包括的EPA | × | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | × | 1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他:× | 製品のFOB価額の10%以下 | 2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他:× | 製品のFOB価額の10%以下 | × | | | | | | | |
| 日スイスEPA | 製品の工場渡し価額の7%以下 | | | | | | | | | | | | | | | 製品の工場渡し価額の10%以下(※3) | | |
| 日ベトナムEPA | × | 0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下 その他:× | | × | 製品のFOB価額の10%以下 | × | 1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他:× | 製品のFOB価額の10%以下 | 2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他:× | 製品のFOB価額の10%以下 | × | | | | | | | |
| 日インドEPA | × | | | | 1604.20, 1605.20, 1605.90: × | | | 製品のFOB価額の7%以下 | | | | 2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × | | 2207.10, 2207.20: × | | 2501.00: 製品のFOB価額の7%以下 その他:× | | |
| 日ペルーEPA | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | × | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | × | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | |
| 日オーストラリアEPA | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | |

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

| | 第28類 | 第29類 | 第30類～ 第34類 | 第35類 | 第36類～ 第37類 | 第38類 | 第39類～ 第45類 | 第46類 | 第47類～ 第49類 | 第50類 | 第51類 | 第52類 | 第53類 | 第54類～ 第63類 | 第64類～ 第97類 | | | |
|--------------------------------------|---------------------|--|----------------|------------------------------------|----------------|------------------------------------|----------------|---------------------------------|----------------|---|--------------------|-------------------|--------------------|-----------------|----------------|--|--|--|
| 日シンガポールEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日メキシコEPA | 製品の取引価額の10%以下 | | | | | | | | | 関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2) | | | | 製品の取引価額の10%以下 | | | | |
| 日フィリピンEPA 日インドネシアEPA 日マレーシアEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日チリEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日タイEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日アセアン包括的EPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日スイスEPA | 製品の工場渡し価額の10%以下(※3) | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品の工場渡し価額の10%以下 | | | | |
| 日ベトナムEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日インドEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | 2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | 3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | 3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | 4601.29, 4601.94, 4602.19: × | 製品のFOB価額の10%以下 | 5001.00, 5003.00: × | 51.02, 51.03: × | 52.01～52.03: × | 53.01, 53.02: × | 製品の重量の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | | | |
| 2905.44: × | | 3502.11, 3502.19: × | | その他: 製品のFOB価額の10%以下 | | その他: 製品のFOB価額の10%以下 | | その他: 製品の重量の7%以下 | | | | | | | | | | |
| その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | | | | | | | | | | | |
| 日ペルーEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日オーストラリアEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |

※1: 原則適用不可。ただし、製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

原産資格を与えることとならない作業

■ 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

➤ 日アセアン包括的経済連携協定第30条

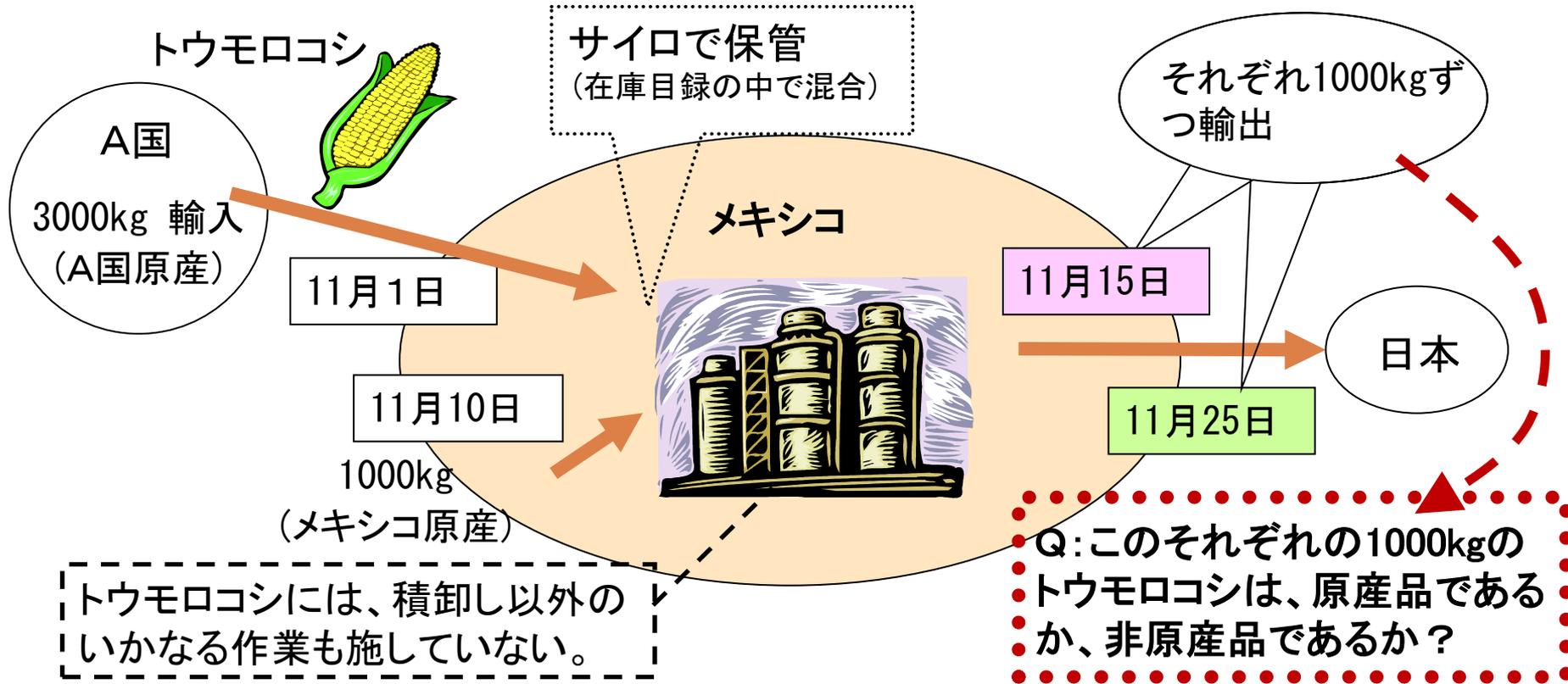
- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



作業の内容は協定毎に異なることに留意が必要。

代替性のある産品及び材料①

fungible goods and materials



- ・アセアン包括協定第35条(「同一の又は交換可能な材料」)
- ・インド協定第36条
- ・インドネシア協定第35条
- ・シンガポール協定第28条のA
- ・スイス協定附属書2第12条(「会計の分離」)
- ・タイ協定第34条
- ・チリ協定第34条
- ・フィリピン協定第35条

- ・ブルネイ協定第31条
- ・ベトナム協定第35条
(「同一の又は交換可能な材料」)
- ・マレーシア協定第34条
- ・メキシコ協定第28条
- ・ペルー協定第46条
- ・オーストラリア協定3・10条

代替性のある産品及び材料②

A: 用いている在庫管理方式により異なる。

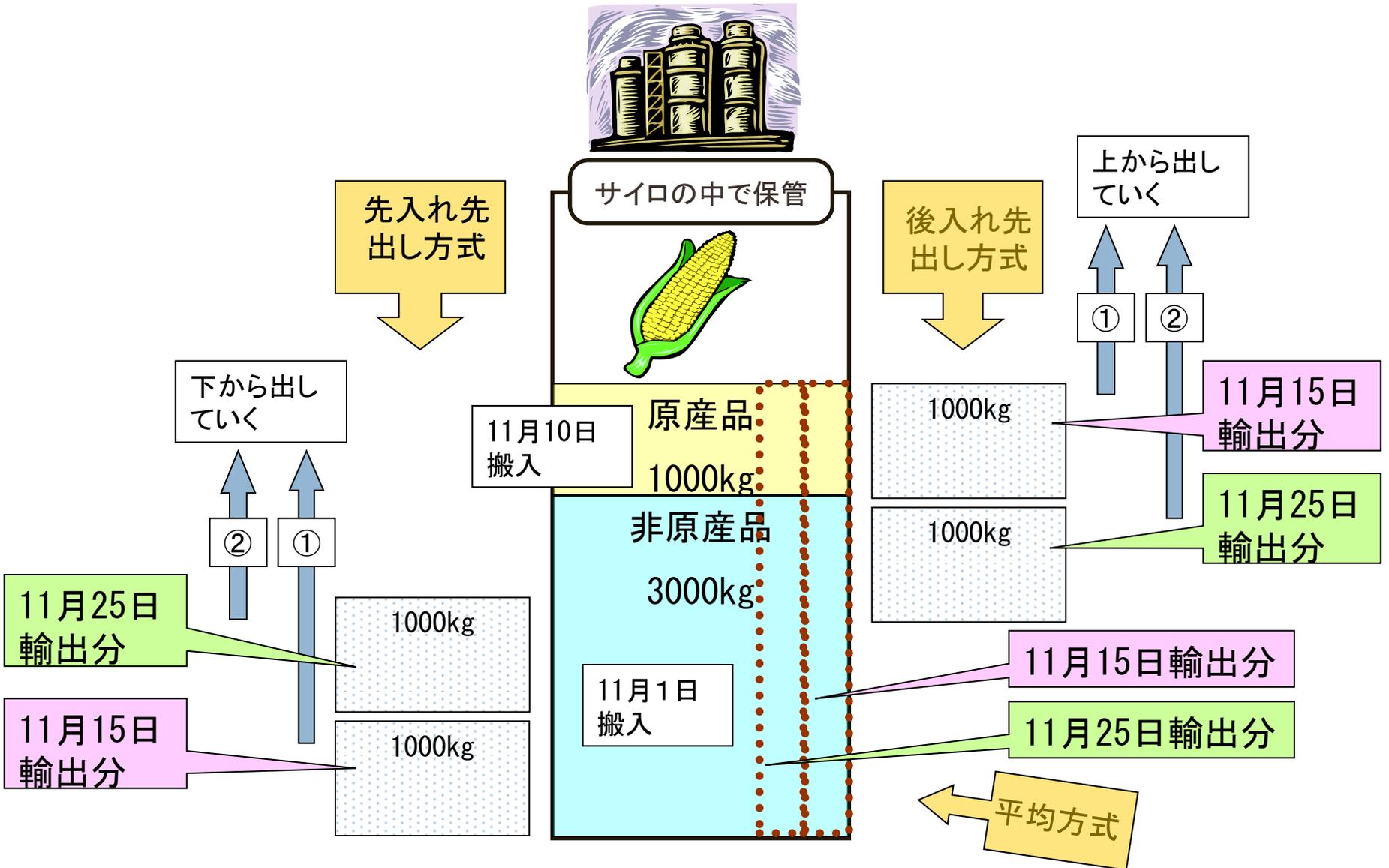
| | 先入れ先出し方式 | 後入れ先出し方式 | 平均方式 | |
|-----------------------|----------|----------|-------------------------|--|
| 1000kg (11月15日 輸出) | 非原産品 | 原産品 | 250kg 原産品 750kg 非原産品 | |
| 1000kg (11月25日 輸出) | 非原産品 | 非原産品 | 250kg 原産品 750kg 非原産品 | |

(注1) メキシコ協定第28条3において、在庫管理方式として、「先入れ先出し方式」、「後入れ先出し方式」及び「平均方式」が明示的に規定されているが、マレーシアその他の協定においては「締約国(の領域)において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式」と規定されており、フィリピン協定第35条では、「第25条(運用上の手続き規則)に定める在庫管理方式」と規定されている。

(注2) 採用した在庫管理方式は、同一の会計年度(又は会計期間)の間は変更することができな

(注3) 現在、日本の会計基準においては「後入れ先出し方式」は廃止されている。

代替性のある产品及び材料③



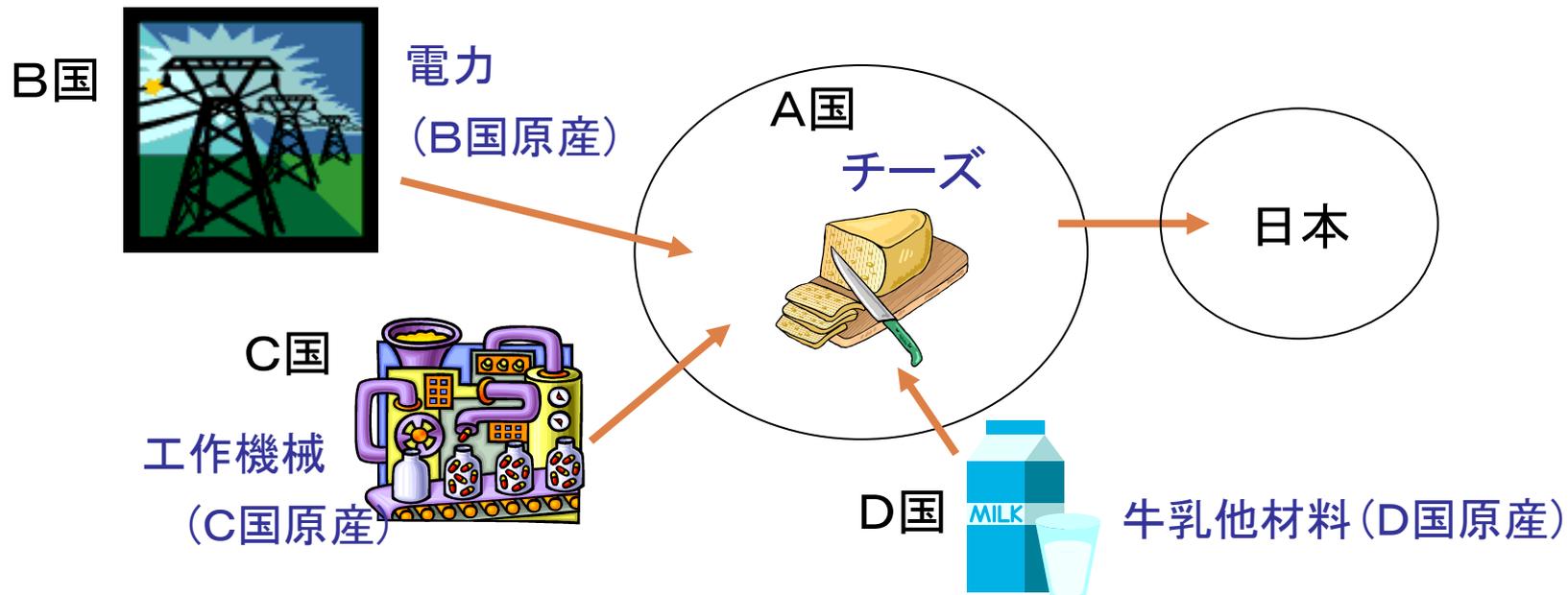
(注) 現在、日本の会計基準においては「後入れ先出し方式」は廃止されている。

間接材料①

indirect materials

一般に、「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう（例えば、タイ協定第27条(i))ことから、下図のチーズの生産に使用された電力や工作機械も材料とみなされ得る。

しかしながら、チーズの原産地の決定に当たっては、「材料」の一部である電力や工作機械も品目別規則等を満たす必要があるのだろうか。



間接材料一②

「間接材料」とは、製品の生産、試験若しくは検査に使用される物又は製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物をいい、次のものを含む。

(タイ協定第27条 (h) 要約)

- (i) 燃料、エネルギー等
- (ii) 工具、ダイス、鋳型
- (iii) 設備、建物の維持のために使用される予備部品等
- (iv) 生産の過程や設備等の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材等
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備等
- (vi) 製品の試験、検査に使用されるもの
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) その他の物で、当該製品の使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの



製品の原産地の決定に当たっての、これらの取扱いは？



間接材料一③

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず
産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

したがって、品目別規則が

- ①関税分類変更基準又は加工工程基準に基づいている場合には、間接材料は品目別規則を満たしているかいないかを考慮する必要はなく、
- ②付加価値基準に基づいている場合には、間接材料の価額を、付加価値の計算式中の「非原産材料価額」に算入する必要はなく、

いずれにせよ、原産資格を獲得し易くなるという効果がある。

- ・アセアン包括協定第34条
- ・インド協定第37条
- ・インドネシア協定第36条
- ・スイス協定附属書2第11条(「中立的な要素」)
- ・タイ協定第35条
- ・チリ協定第36条
- ・フィリピン協定第36条

- ・ブルネイ協定第32条
- ・ベトナム協定第34条
- ・マレーシア協定第35条
- ・メキシコ協定第30条
- ・ペルー協定第51条
- ・オーストラリア協定第3・11条

実質的な確認を行なうために押さえておく
べき知識②

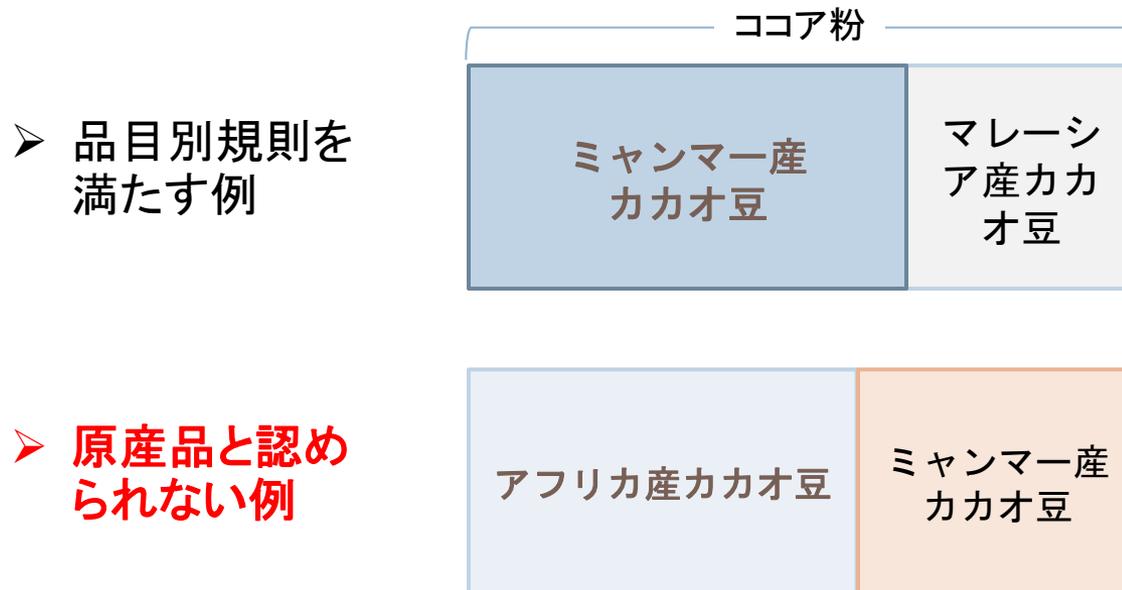
食料品に見られる特有の原産地基準

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

①ココア粉(第18.05項)

●シンガポール協定 第1805.00号品目別規則:

第1805.00号の産品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)



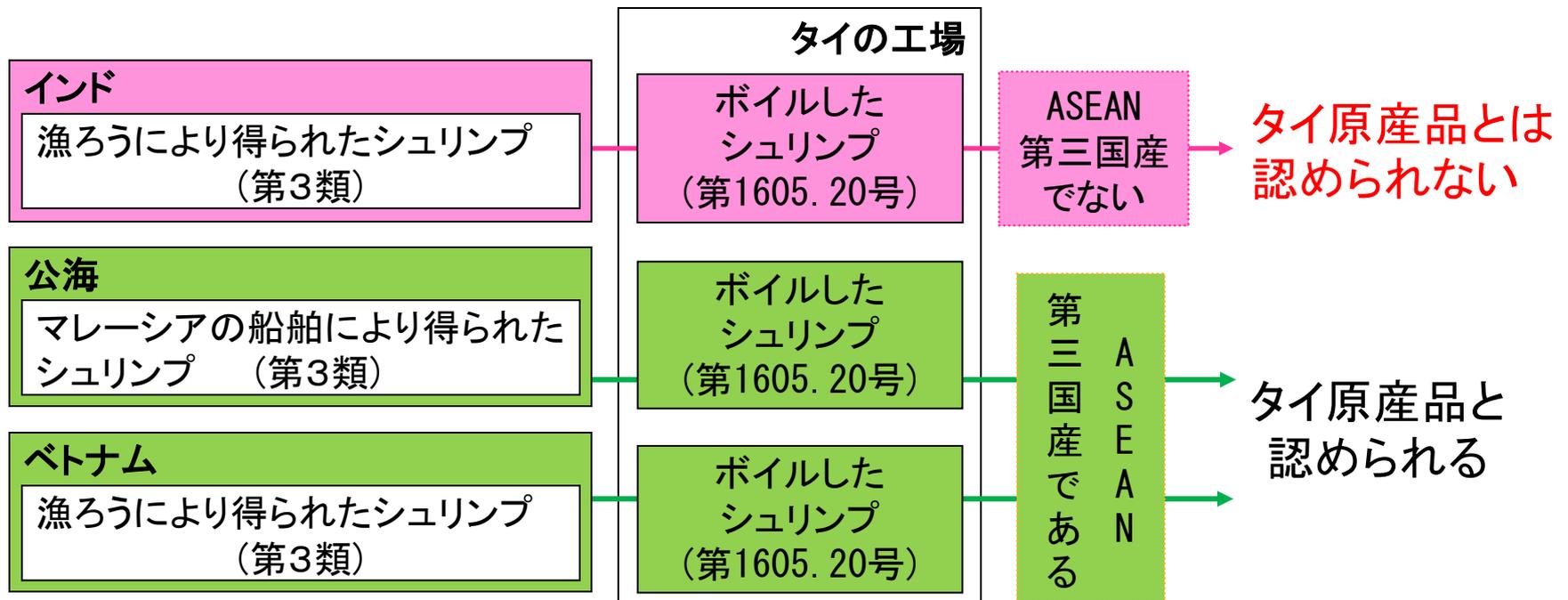
➔ アセアン加盟国産以外のカカオ豆(第18.01項)を使用した場合、シンガポール協定税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②魚介類等の調製品

●タイ協定 第1605.20号品目別規則:

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



➡ アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、タイ協定税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

| HS番号 | シンガポール | マレーシア | タイ | フィリピン | ブルネイ | インドネシア | ベトナム |
|---------|--------|-------|----|-------|------|--------|------|
| 第4類 | — | — | — | — | ○ | — | — |
| 第7類 | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 第11類 | — | — | — | — | ○ | — | — |
| 第16類 | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | — |
| 第17類 | — | — | — | — | ○ | — | — |
| 第18—20類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 第29類 | — | — | — | — | ○ | — | — |

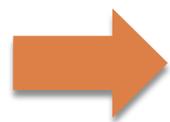
(注)○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

日インドEPAにおける農水産品の規則

インド協定では、**農産品（及び繊維製品）**の品目別規則の多くは、加工工程基準で規定されている。

(例) 日インド協定 第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物等

| | |
|---------------|--|
| 03.01 - 03.07 | 締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において <u>完全に得られるものであること。</u> |
|---------------|--|



同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。



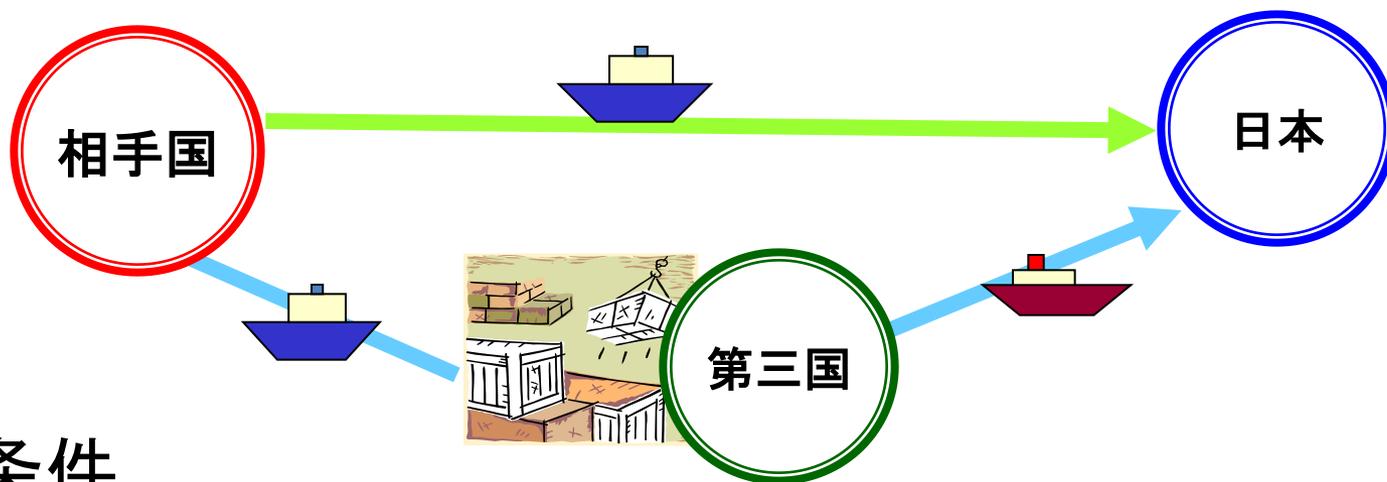
上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目については、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、製品は原産品と認められない。

実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識③

積送基準

積送基準

貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



■条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

実質的な確認をより適正に行なうために

原産地認定のケーススタディ

①シュガーコーン(第1905.32号)

日インドネシア協定

②みりん(第2208.90号)

日アセアン協定

③トマトスープ(第21.04項)

-1 日ベトナム協定

-2 日アセアン包括協定

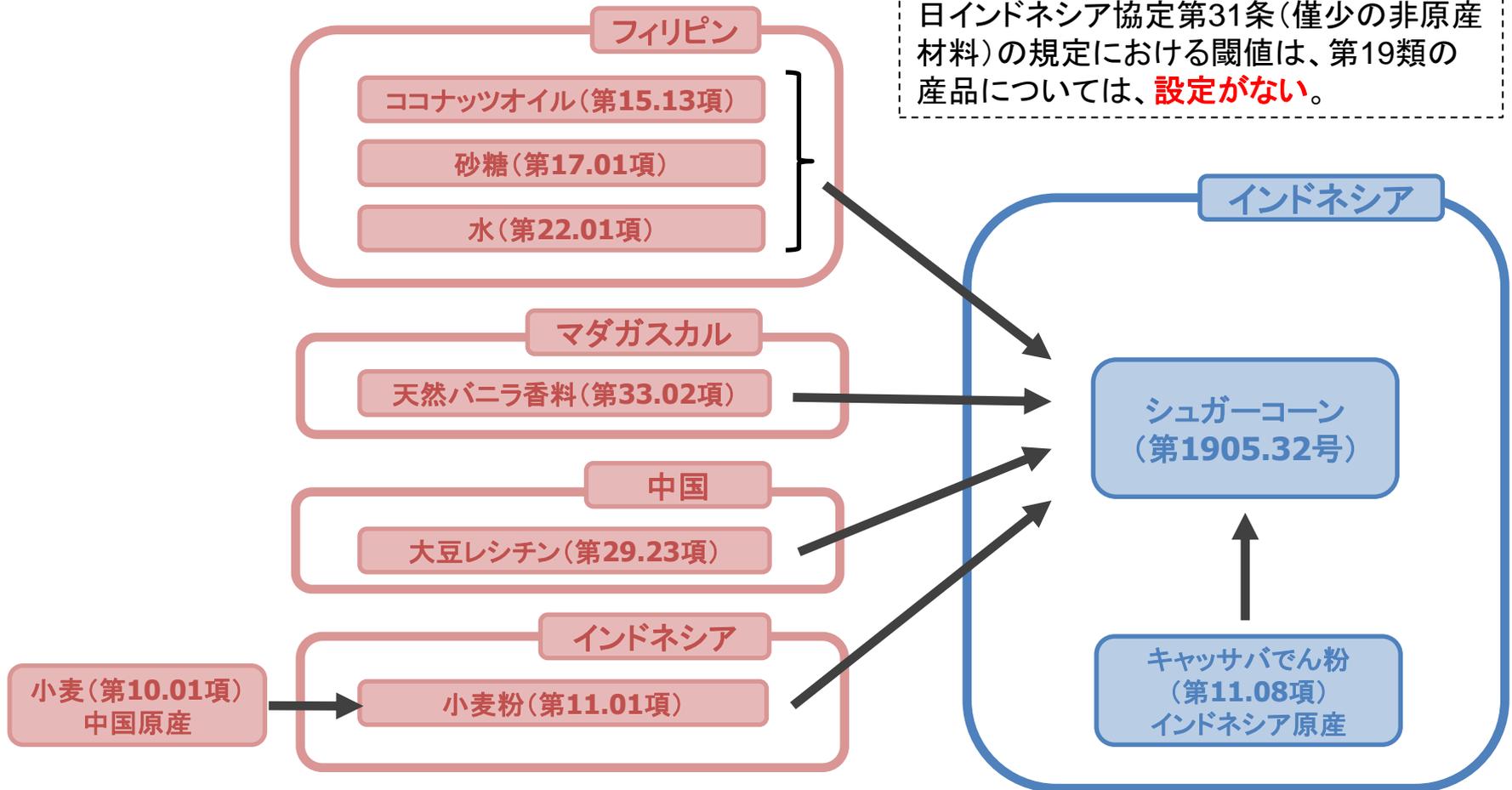
① シュガーコーン（第1905.32号）

日インドネシア協定 品目別規則

1101.00-1102.10 第1101.00号又は第1102.10号の製品への他の類の材料からの変更（第10類からの変更を除く。）

1905 第19.05項の製品への他の類の材料からの変更（第10類又は第11類の材料からの変更を除く。）

日インドネシア協定第31条（僅少の非原産材料）の規定における閾値は、第19類の製品については、**設定がない**。



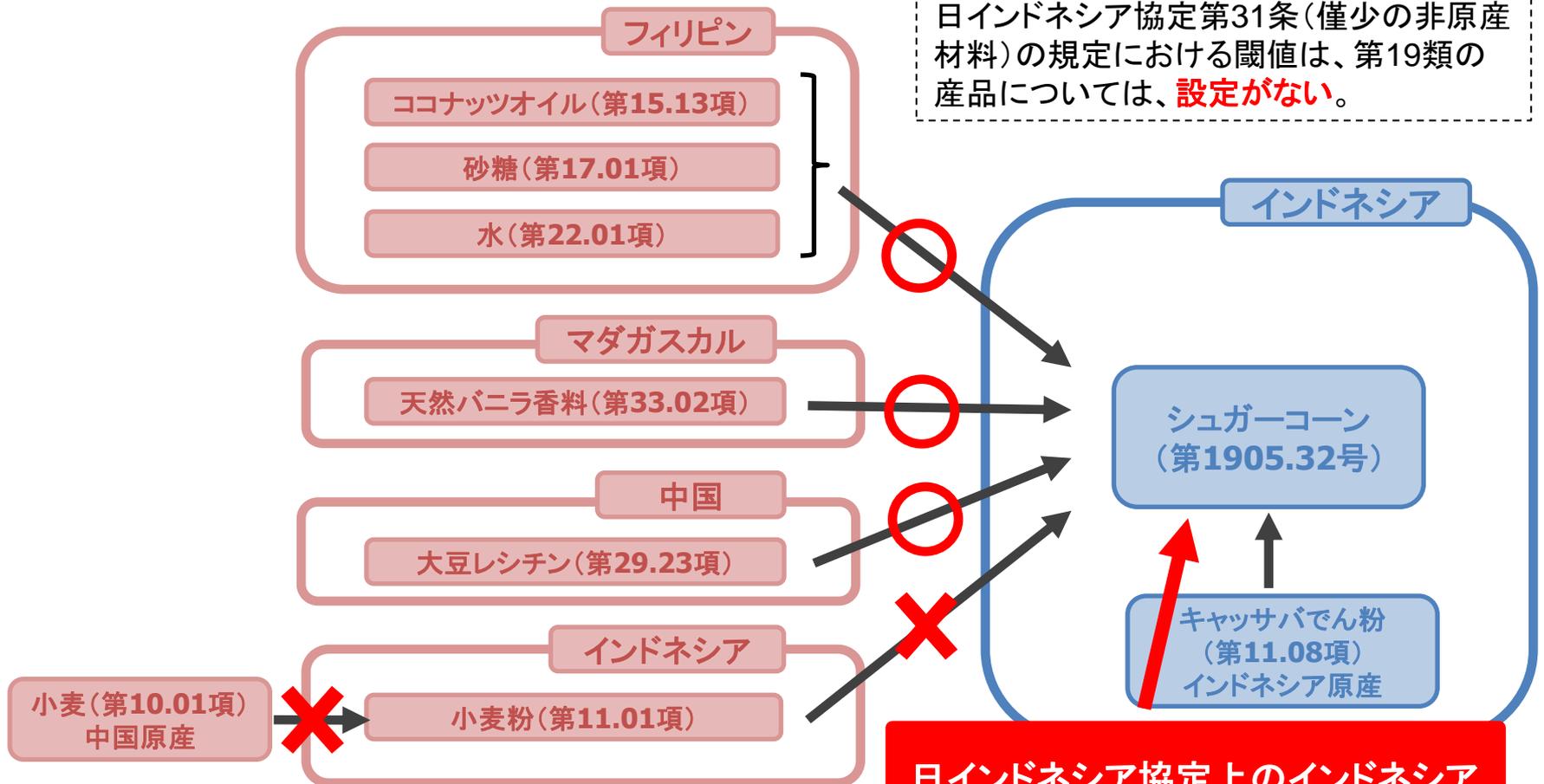
① シュガーコーン（第1905.32号）

日インドネシア協定 品目別規則

1101.00-1102.10 第1101.00号又は第1102.10号の製品への他の類の材料からの変更（第10類からの変更を除く。）

1905 第19.05項の製品への他の類の材料からの変更（第10類又は第11類の材料からの変更を除く。）

日インドネシア協定第31条（僅少の非原産材料）の規定における閾値は、第19類の製品については、**設定がない**。



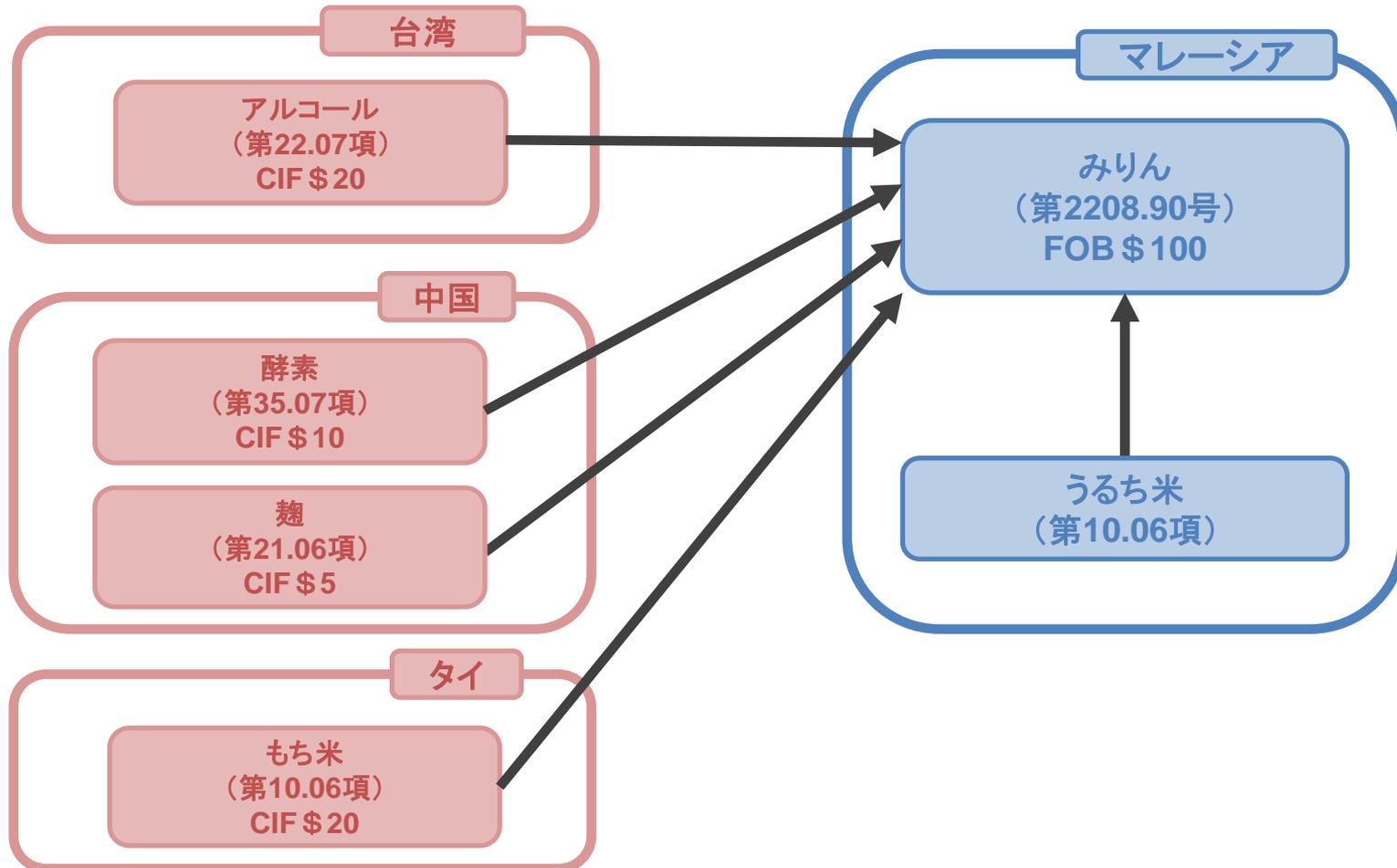
②みりん（第2208.90号）

日アセアン包括協定 品目別規則 第2208.90号

RVC40%以上及びCTH（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。）

CC（第8類又は第20類からの変更を除く。）（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。）

CTH（第22.07項からの変更を除く。）（合成清酒又は料理用酒（みりん）及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものを除く。）



②みりん (第2208.90号)

| | |
|---------|---|
| 22.08 | エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 |
| 2208.20 | ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒 |
| 100 | 1 アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) |
| 200 | 2 その他のもの |

| | |
|---------|--|
| 2208.90 | その他のもの |
| | 1 エチルアルコール及び蒸留酒 |
| | (1)フルーツブランデー |
| 111 | A アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) |
| 119 | B その他のもの |
| | (2)その他のもの |
| | A エチルアルコール |
| 124 | (a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) |
| 123 | (b)その他のもの |
| | B その他のもの |
| 125 | (a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) |
| 129 | (b)その他のもの |
| | 2 その他のアルコール飲料 |
| 220 | ①合成清酒及び白酒 |
| 230 | (2)果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。) |
| 240 | (3)その他のもの |

日アセアン包括協定 品目別規則 第2208.90号

RVC40%以上及びCTH (合成清酒又は料理用酒(みりん)に限る。)

CC (第8類又は第20類からの変更を除く。)(果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。)

CTH (第22.07項からの変更を除く。)(合成清酒又は料理用酒(みりん)及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものを除く。)

国際的なHSの細分において、最も小さなものが号にあたり、左図のHS9桁細分は日本においてのみ設定されたもの。当然、日アセアン協定においてもHS9桁細分は無く、第2208.90号で一括りにされてしまう。しかし、合成清酒、料理用酒等については、特別な品目別規則を設定したいため、品名を特別に指定して、それぞれ別個の品目別規則を設定している。

貨物が第2208.90号に分類されるもので、「合成清酒又は料理用酒(みりん)」であれば二重線枠内の品目別規則、「果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のもの」であれば実線枠内の品目別規則、それ以外の第2208.90号に分類されるものは点線枠内の品目別規則を満たす必要がある。

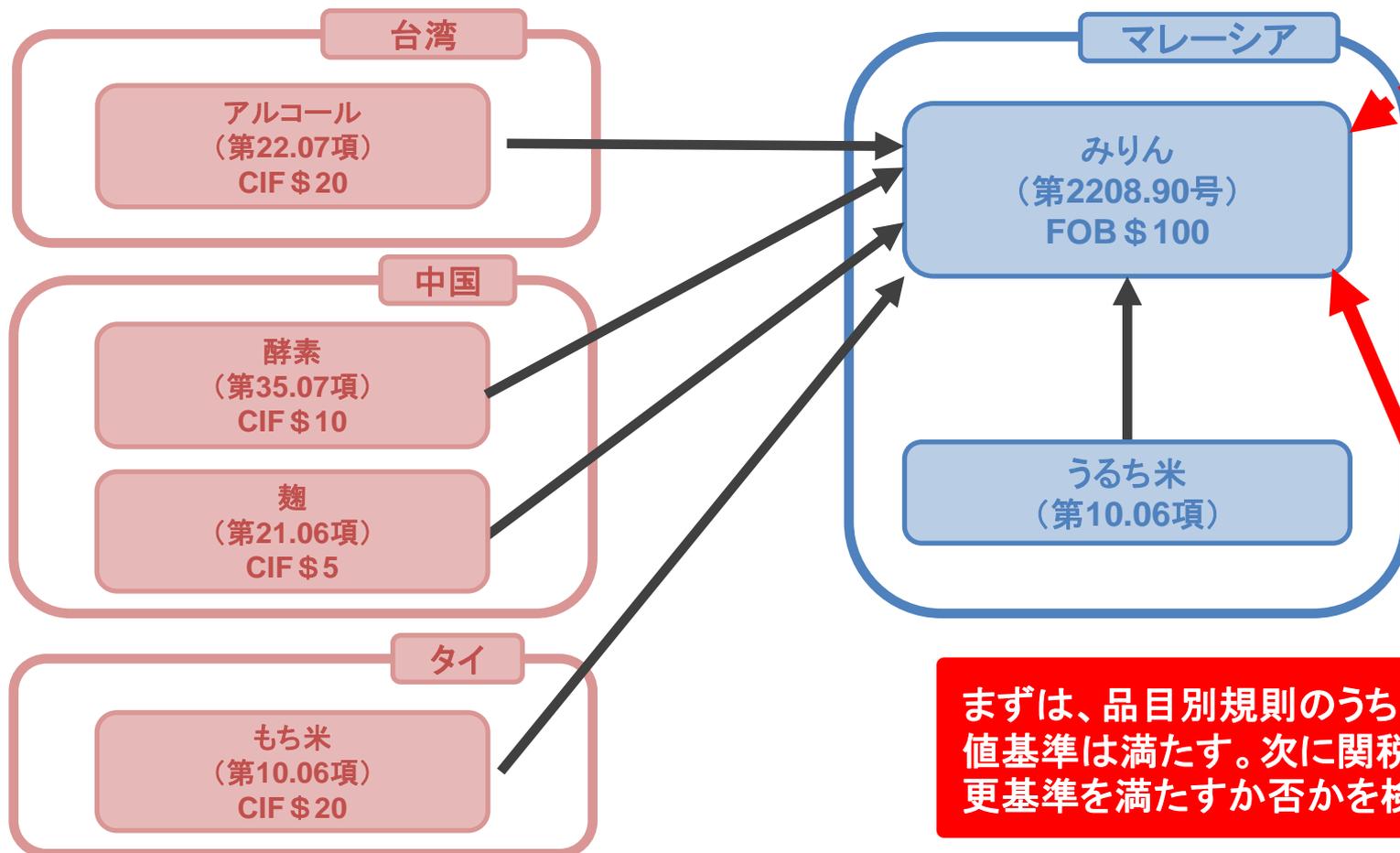
料理用酒(みりん)

②みりん（第2208.90号）

「及び」と記載されているため両方の規定を満たさなければならない。

日アセアン包括協定 品目別規則 第2208.90号
RVC40%以上 及び CTH（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。）

$$\text{RVC} = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額 (CIF)}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100 = \frac{100 - 55}{100} \times 100 = 45\% > 40\%$$

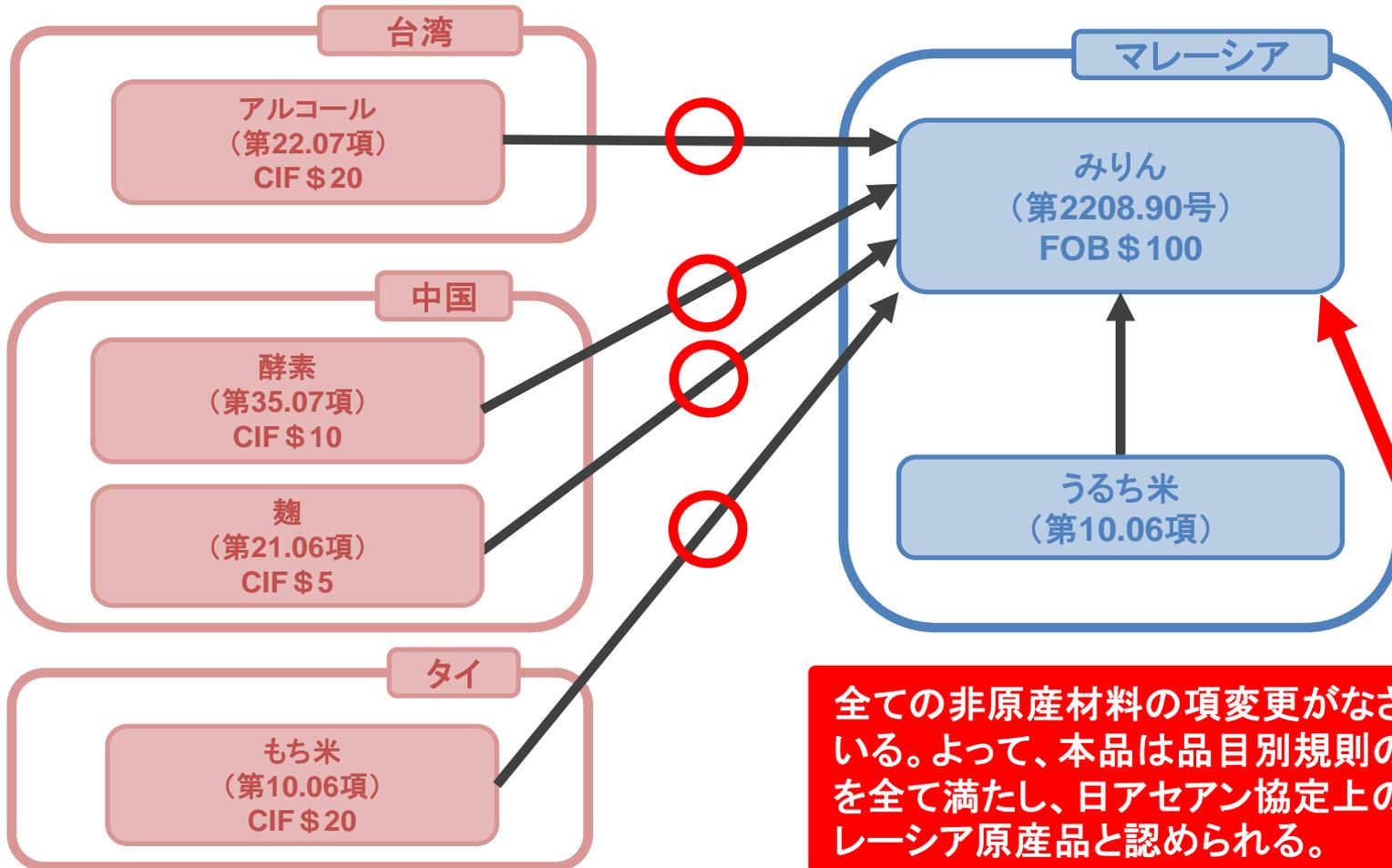


まずは、品目別規則のうち、付加価値基準は満たす。次に関税分類変更基準を満たすか否かを検討。

②みりん（第2208.90号）

➤ 項変更

日アセアン包括協定 品目別規則 第2208.90号
RVC40%以上 及び CTH (合成清酒又は料理用酒(みりん)に限る。)

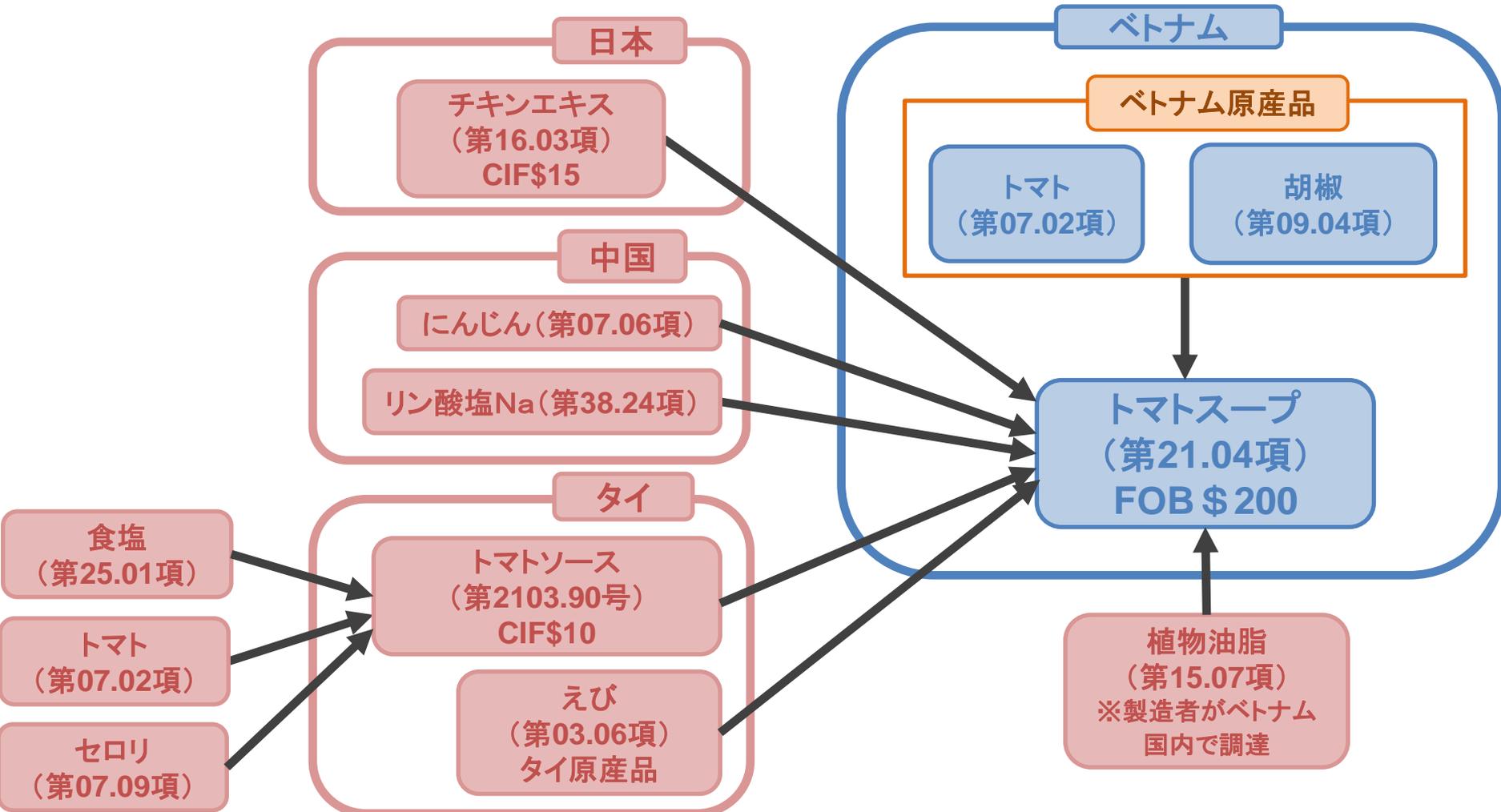


全ての非原産材料の項変更がなされている。よって、本品は品目別規則の要件を全て満たし、日アセアン協定上のマレーシア原産品と認められる。

③-1 トマトスープ (第21.04項)

日ベトナム協定 品目別規則
第2103.90号 CC
第21.04項 CC

第21.04項については、日ベトナム協定第28条(僅少の非原産材料)及び附属書2に税番の記載がないことから当該**規定の適用ができない**。

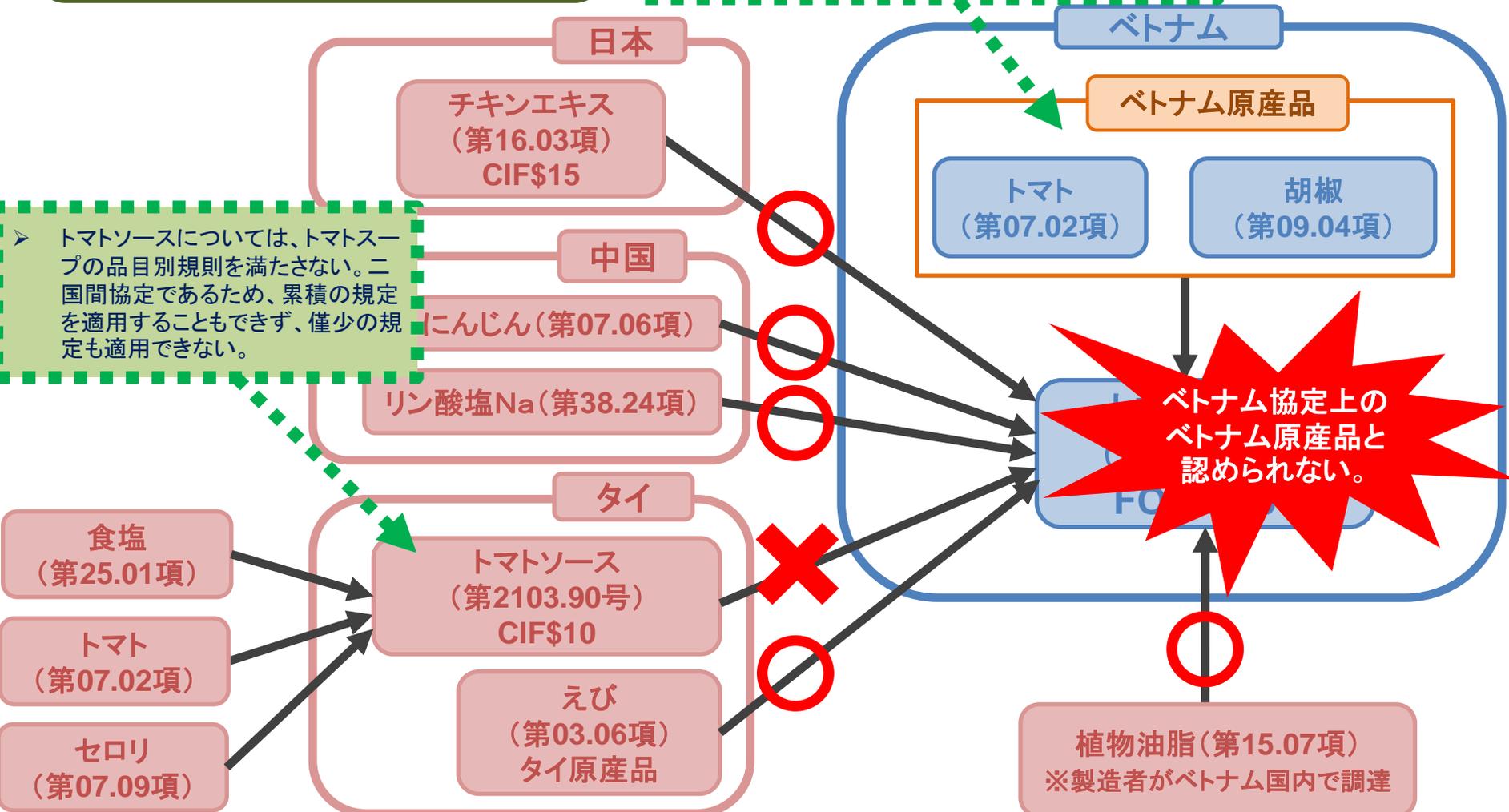


③-1 トマトスープ (第21.04項)

| 日ベトナム協定 | 品目別規則 |
|-----------|-------|
| 第2103.90号 | CC |
| 第21.04項 | CC |

▶ 全てベトナム国内で調達されたものであるが、ベトナム協定第21.04項の付属書2の規定のベトナム原産材料と確認できない材料は、非原産材料として取扱い、品目別規則を満たさなければならない。(例えば、ベトナム国内で輸出者が材料を購入し、原産性が不明な場合等)。

▶ トマトソースについては、トマトスープの品目別規則を満たさない。二国間協定であるため、累積の規定を適用することもできず、僅少の規定も適用できない。



主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

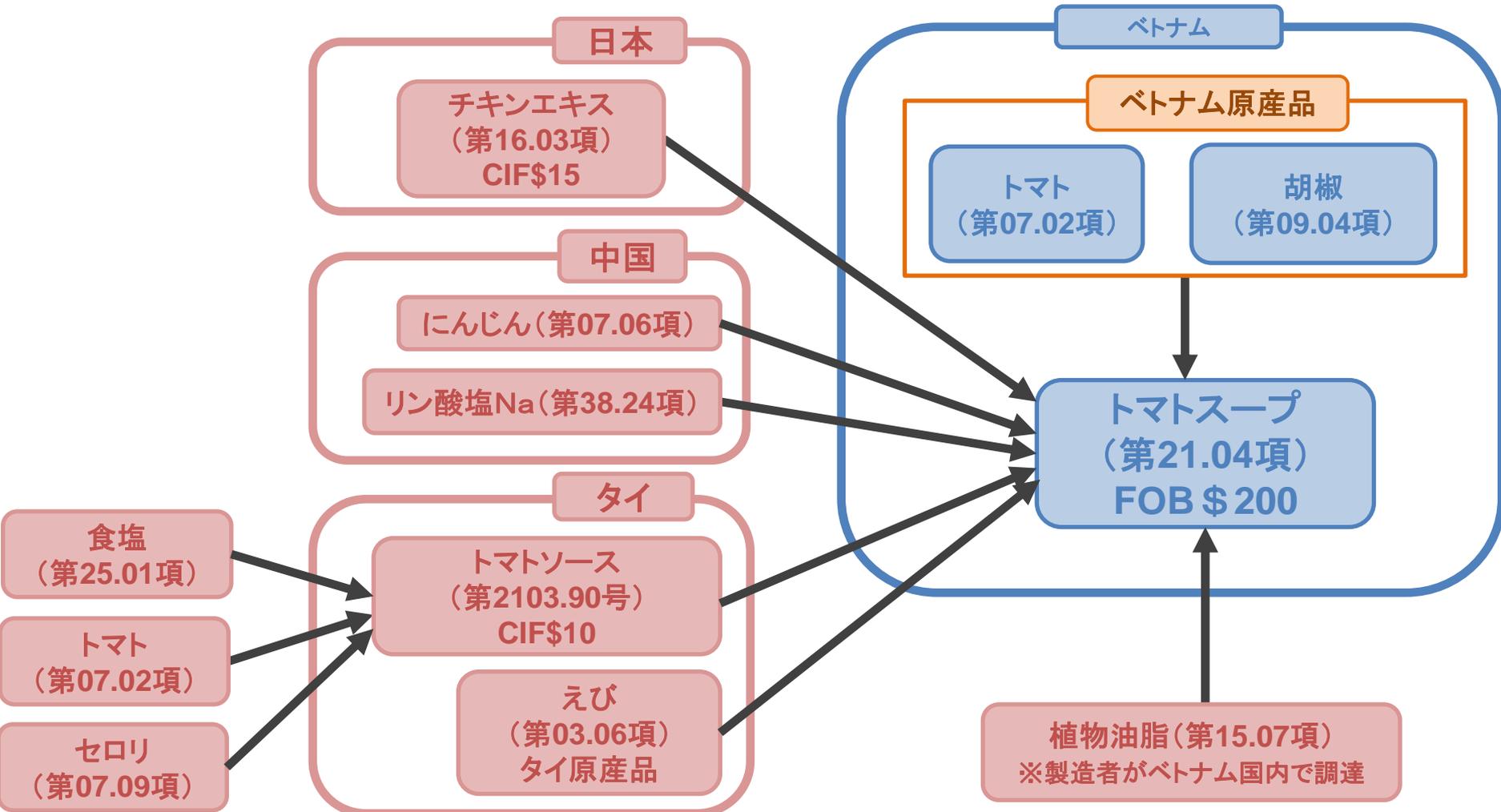
*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

| | 第1類 | 第2類 第3類 | 第4類～ 第8類 | 第9類 | 第10類～ 第14類 | 第15類 | 第16類 | 第17類 | 第18類 | 第19類 | 第20類 | 第21類 | 第22類 | 第23類 | 第24類 | 第25類 | 第26類～ 第27類 | |
|--------------------|--------------------------------|---|--------------------|-----|---------------------------------------|---------------|--|--------------------|---|--------------------------|------|--|------|------|------|------|-------------------------|--------------------|
| 日シンガ ポール EPA | × | | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の 7%以下 | × | | | | | |
| 日メキシコ EPA | 製品の取 引価額の 10%以下 (※1) | × | 製品の取引価額の10%以下(※1) | | | × | 製品の取引価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | |
| 日 フィリ ピン | 日 インド ネシ | 日 マレ シア | × | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日チリEPA | × | | | | | | | | 2008.92: 製品のFOB価 額の10%以下 製品のFOB価額の7%以下 | | × | | | | | | | |
| 日タイEPA | × | | | | | | | | 製品のFOB価額の7%以下 | | | | | | | | | × |
| 日アセアン 包括的EPA | × | | | | 製品の FOB価額 の10%以 下 | × | 1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価 額の10%以下 その他:× | 製品のFOB価額の 10%以下 | 2103.90: 製品のFOB 価額の7% 以下 その他:× | 製品のFOB価 額の10%以下 | × | | | | | | | |
| 日スイスEPA | 製品の工場渡し価額の7%以下 | | | | | | | | | | | | | | | | 製品の工場渡し価額 の10%以下(※3) | |
| 日ベトナム EPA | × | 0901.21, 0901.22: 製品のFOB 価額の10% 以下 その他:× | | × | 製品の FOB価額 の10%以 下 | × | 1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品の FOB価額の 10%以下 その他:× | 製品のFOB価額の 10%以下 | 2103.90: 製品の FOB価額 の7%以下 その他:× | 製品のFOB価 額の10%以下 | × | | | | | | | |
| 日インド EPA | × | | | | 1604.20, 1605.20, 1605.90: × | 製品のFOB価額の7%以下 | | | 2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × | 2207.10, 2207.20 : | × | 2501.00: 製品の FOB価額 の7%以 下 その他:× | × | | | | | |
| 日ペルー EPA | 製品のFOB 価額の 10%以下 (※1) | × | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | × | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | 製品のFOB価額 の10%以下 |
| 日オーストラ リアEPA | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の 10%以下 | |

③-2 トマトスープ (第21.04項)

| | |
|-----------|-------|
| 日アセアン協定 | 品目別規則 |
| 第2103.90号 | CC |
| 第21.04項 | CC |

第21.04項については、日アセアン協定第28条(僅少の非原産材料)及び附属書2に税番の記載がないことから当該**規定の適用ができない**。



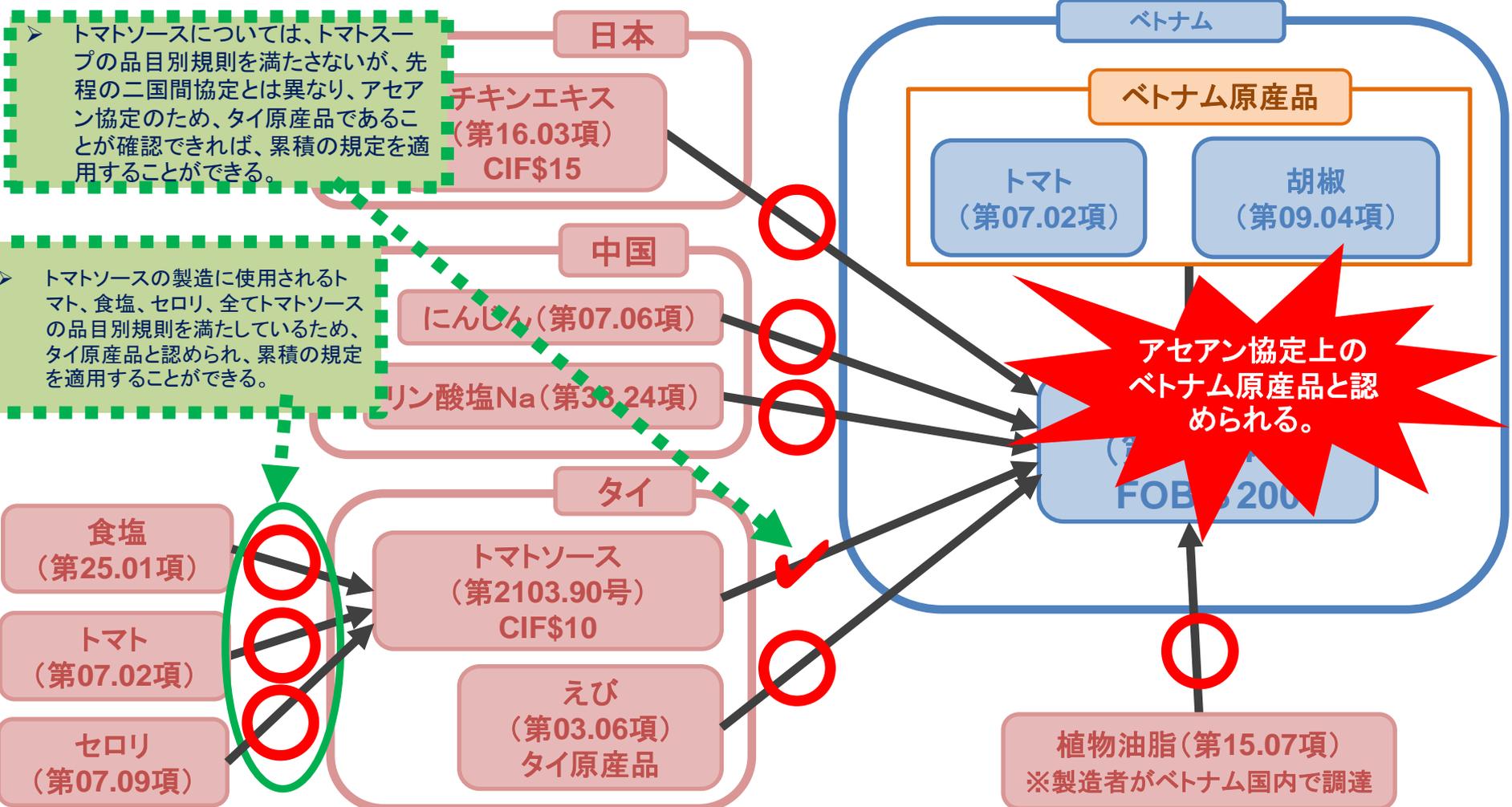
③-2 トマトスープ (第21.04項)

第21.04項については、日アセアン協定第28条(僅少の非原産材料)及び附属書2に税番の記載がないことから当該**規定の適用ができない**。

| | |
|-----------|-------|
| 日アセアン協定 | 品目別規則 |
| 第2103.90号 | CC |
| 第21.04項 | CC |

トマトソースについては、トマトスープの品目別規則を満たさないが、先程の二国間協定とは異なり、アセアン協定のため、タイ原産品であることが確認できれば、累積の規定を適用することができる。

トマトソースの製造に使用されるトマト、食塩、セロリ、全てトマトソースの品目別規則を満たしているため、タイ原産品と認められ、累積の規定を適用することができる。



形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識①

手続的規定

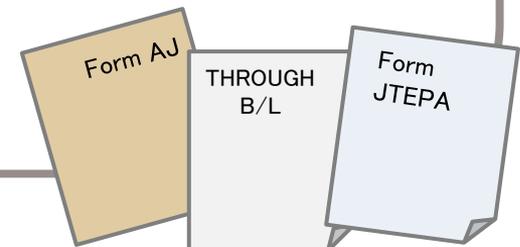
(税関における手続き)

税関における手続き

特惠適用のための手続要件

- ① 特惠税率(原産国)の申告をすること
- ② 輸入申告の添付書類として、原産地に関する証拠書類を提出すること
- ③ 積送基準を満たしていることを証明する書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)



◆原産地に関する証拠書類の種類

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
(全協定で採用)

② 自己申告制度に基づく*原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等
(オーストラリア協定で①と併用)

*原産品申告書等:原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類

③ 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
(スイス協定、ペルー協定、改正メキシコ協定で①と併用)

原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

| | | | |
|--|---|---------------------------|---|
| 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン株式会社 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000 | | | |
| No. | 2. 商品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) | 3. 関税分類 番号(6桁、HS 2012) | 4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU) |
| 1 | ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015. 12. 1 B/L(船荷証券): No. AB00001 | 第2204. 21号 | PSR |
| 5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス | | | |

6. 以上のとおり、2. に記載する商品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5

作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海2-7-11

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原材料のみから生産される商品、PSR: 実質的変更基準を満たす商品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・商品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例> 税関様式C第5293号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

| | |
|---|---------------------------|
| 1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1 | |
| 2. 原産品申告書における製品の番号 [1] | 3. 製品の関税分類番号 第2204.21号 |
| 4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU) | |
| 5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第08.06項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第08.06項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第08.06項): 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第28.32項): 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則(第2204.21号)は、「類変更(第8類及び第20類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表(材料一覧表)によって確認することができる。 | |
| 6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者 | |
| 7. その他の特記事項 | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事(株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス(株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015年12月5日 | |

財務ロジ
ティクス

(規格A4)

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における製品の番号
- ・製品の関税分類番号(HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)
関税法基本通達68-5-11の4

原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす産品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

品番：〇〇〇

| | 材料名 | 産地 | HS Code | 価格 | 備考 |
|---|---------------------|-------------------|---------|----|----|
| 1 | ぶどう (カベルネソービニオン) | 豪州 (ビクトリア州) | 08.06 | | |
| 2 | ぶどう (メルロー) | 豪州 (ビクトリア州) | 08.06 | | |
| 3 | ぶどう (シラー) | 豪州 (クイーンズランド州) | 08.06 | | |
| 4 | 酸化防止剤 | 米国 | 28.32 | | |
| | 合 計 | | | | |

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

原産地申告

以下の3つの協定では、原産品であることを証明する書類として、原産地証明書のほか認定輸出者が作成した原産地申告を用いることができる。

スイス協定

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.“」

メキシコ協定

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

ペルー協定

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)”」

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

申告文は関係する産品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に作成する。

積送基準を満たしていることを証明する書類

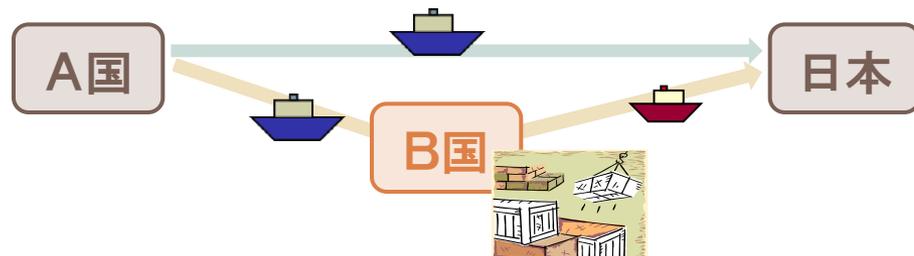
☆ 運送要件証明書 :

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 積替国の官公署が発給した証明書
- ③ 税関長が適当と認めるもの

☆ 直接運送 ⇒ 運送要件証明書の提出は不要

☆ 第三国経由 ⇒ 運送要件証明書の提出が必要

貨物について、運送上の理由による積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品のための経由



◆ 証拠書類の提出時期

◇ 原産地証明書等(※) : 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

・ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行なう場合

(関税法基本通達68-5-15, 16)

・特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除:関税法基本通達67-3-4, 68-5-1、保存義務:関税法施行令第4条の12)

◇ 運送要件証明書 : 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)

◆ 証拠書類の提出免除

◇ 原産地証明書等

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

- ・輸入国が提出を免除する貨物

* 一般特惠における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特惠に関しては具体的な製品の指定はない。よって、「明らか物品」に該当する物品であっても、EPA特惠税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

◇ 運送要件証明書

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

◆ 原産地証明書等の有効期限: 発給から1年間

(関税法施行令第61条第3項)

◆ 対象となる輸入: 1回限り

(関税法基本通達68-5-11(2)二)

形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識②

手続的規定

(原産地証明書の記載事項と記載に不備のある場合の取り扱い)

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

| | |
|--|---|
| <p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者の名称、住所、国名</p> | <p>Certification No.</p> <p>Number of page /</p> |
| <p>2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country:</p> <p>輸入者の名称、住所、国名</p> <p>「運及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p> | <p>AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam</p> |
| <p>3. Transport details (means and route)(if known):</p> <p>輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p> | <p>積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p> |
| <p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):</p> <p>HS2007 版、6桁</p> <p>それぞれの産品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名</p> <p>品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカシュー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など)</p> <p>HS第50類から第63類までの各産品の品名については、以下の事項を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。) <p>「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</p> | <p>5. Preference criteria</p> <p>特惠基準</p> <p>下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。</p> <p>① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なものを ③ "PE"</p> <p>必要に応じ、DMI (第28条: 僅少の非原産材料)、ACU (第29条: 累積)、IIM (第35条: 同一の又は交換可能な材料)、を記載。</p> <p>6. Weight or other quantity</p> <p>重量又はその他の数量</p> <p>記入は必須。重量は、グロス/ネットのいずれでも可。</p> <p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>インボイスの番号及び日付</p> <p>原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合: 第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合: 第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は初回に取引関係が判明するような資料を提出。</p> |
| <p>8. Remarks:</p> <p>原産地証明書が運及発給される場合には、発給出典により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可。)</p> <p>① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。</p> | |
| <p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is <p>Place and Date: _____</p> <p>原産国の国名を記入。</p> <p>輸出者 (又は代理人) による記入。 ・ 証明書申請の日付 ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>ゴム印は不可</p> <p>Company: _____</p> | <p>10. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office:</p> <p>輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。</p> <p>Stamp: _____</p> <p>日付 (原則として船積日を含まその日から3日以内 ⇒ それより後の発給を運及発給として扱う。)</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>押印 (手押し又は印影の形状の印字) ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>ゴム印は不可</p> |

- 現在、我が国が締結しているEPA(14本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

原産地証明書の記載事項と留意点

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)から(3)の項目から構成されている。

(1) 真正性に係る項目

(2) 同一性に係る項目

(3) 原産性に係る項目

タイ発給の
 日タイ経済連携協定原産地証明書

| | | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND | | Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country) | | | |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | | 4. For off-shore use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" | | | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU | | | | | |
| 5. Item number | 6. Marks and numbers of packages | 7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) | 8. Origin criterion (see Notes Overleaf) | 9. Gross weight or other quantity | 10. Number and date of invoice |
| 1. | NO MARK | 1,000CTNS TOMATO KETCHUP HS CODE:2103.20 "DMI" | "PS" | 20,000 kg | ZP001 January 19,2011 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録印影 CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011 Place and date, signature and | | | |

- ① 真正性に係る項目
- ② 同一性に係る項目
- ③ 原産性に係る項目

①真正性に係る項目

- ✓様式
- ✓印影・署名
- ✓有効期間・遡及発給の記載
- ✓修正・再発給の記載 等

②貨物の同一性に係る項目

- ✓品名、数量等
- ✓インボイス番号、輸出入者名
- ✓特別な品名・説明の記載 等

③原産性に係る項目

- ✓HS番号
- ✓特惠基準 等



ORIGINAL

日タイEPAの場合
(COの必要的記載事項)

①真正性に係る項目の確認
(真正に発給されたものか)

| | | | |
|--|--|---|-----------------------------------|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND | | Reference No. 0000-00 | |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | | AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA Issued in..... THAILAND (country) | |
| 3. Means of transport (route as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD QUARTERLY QUARTY 12, 2011 | | 4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" | |
| 5. Packages; description of goods where appropriate and HS code of the | 8. Origin criterion (see Notes Overleaf) | 9. Gross weight or other quantity | 10. Number and date of invoice |
| 1. NO MARK 50Bags ACETYLATED STARCH | "PS" | 50,000 kg | ZP002 ZF001 January 19,2011 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority | |

様式は規定のものか

軽微な誤りは、税関の判断で受け入れ可能

"ISSUED RETROACTIVELY,
date of shipment is 12/1/2011"

遡及発給の場合、(タイ協定の場合船積日翌日以降の発給)
「ISSUED RETROACTIVELY」と船積日の記載が必要

証印
署名

修正・追記箇所毎には、証印・署名が必要

有効期限内のものか、
印影署名は登録されたものか

登録印影
輸出者署名
登録署名



ORIGINAL

| | | | |
|--|---|--|--|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND | | Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country) | |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | | 4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU | | | |
| 5. Item number 1. | 6. Marks and numbers of packages NO MARK | 7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10 | 10. Number and date of invoice ZP002 January 19,2011 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (reporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI (reporting country) January 19, 2011 Place and date, signature of authorized signatory | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority | |

印影の脱落という不備がある場合、このCOは有効か？

無効。印影が不鮮明な場合には、必要に応じて原産地調査官等に相談して下さい。

不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い

①不備のある原産地証明書が有効とされた場合であっても、当該証明書は、協定締結国の関税当局に提出されるよう輸出にしてください。
②原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入国が原産地でない又はEPA協定国を適用する目的の物品を調達していないことが判明した場合に、該協定であってもEPA協定国税率が適用される。

| 分類 | 取扱い項目 | 不備の内容 | 取扱い |
|------------|-------|--|---|
| 原産地調査官の取扱い | 全項目共通 | 誤らな中記号の誤り | 有効 |
| | | 誤記以外による記号 | 原産地調査官が確認し、目録等から確認が可能な場合は有効。目録等から確認が可能な場合は有効。 |
| | 様式 | 協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合 | 有効 |
| | | 協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合 | 有効 |
| 原産地調査官の取扱い | 輸出先 | 協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合 | 有効 |
| | | 協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合、協定の署名欄に記号が不明瞭な場合 | 有効 |



ORIGINAL

日タイEPAの場合
(COの必要的記載事項)

② 同一性に係る項目の確認
(申告貨物と記載貨物は同一か)

| | | | |
|---|----------------------------------|---|--|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND | | Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN | |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | | THAILAND Issued in..... (country) | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU | | 4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" | |
| 5. Item number | 6. Marks and numbers of packages | 7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) | 8. Origin criterion (see Notes) Overleaf |
| 1. | NO MARK | 50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10 | "PS" |
| | | | 9. Gross weight or other quantity 50,000 kg |
| | | | 10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (reporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録 印影 輸出者 署名 CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority | |

取引関係が輸入申告と合致しているか。

記載された品名、数量が輸入申告貨物と合致するか確認。

登録
印影

輸出者
署名

登録署名

No. 000000



ORIGINAL

日タイEPAの場合
(COの必要的記載事項)

③ 原産性に係る項目の確認
(どのような原産品であると証明されているか)

| | |
|--|--|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND | Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country) |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU | 4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" |

HS2002版、6桁番号を記載する。

| 1. | 2. | 3. | 4. | 5. | 6. | 7. | 8. | 9. | 10. | |
|---------|----|----|----|--|--|-----------------------------------|-------------------------------|----|-----|--|
| NO MARK | | | | 1. Description of goods and HS code of the | 2. Origin criterion (see Notes Overleaf) | 3. Gross weight or other quantity | 4. Number and date of invoice | | | |
| | | | | 1. RELATED STARCH | "PS" | 50,000 kg | ZP001 January 19,2011 | | | |

HS CODE:3505.10

"DMI"
"ACU"

Origin criterion
WO:完全生産品
PE:原産材料のみから生産される製品
PS:実質的変更基準を満たす製品

第7欄
・僅少の非原産材料の規定を適用した場合は**"DMI"**
・累積の規定を適用した場合は**"ACU"**を記載する。

12. Certification
It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

登録印影
登録署名

JAPAN (importing country)
CHIANGMAI January 19, 2011
Place and date, signature of authorised signatory

輸出者署名
CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011
Place and date, signature and stamp of issuing authority

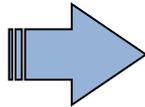
No. 000000



ORIGINAL

| | | | |
|--|---|---|--|
| 1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND | | Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) | |
| 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | | FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country) | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU | | 4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" | |
| 5. Item number 1. | 6. Marks and numbers of packages NO MARK | 7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10 | 8. Origin criterion (see Notes Overleaf) |
| | | | 9. Gross weight or other quantity 50,000 kg |
| | | | 10. Number and date of invoice ZP002 January 19,2011 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (reporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN CHIANGMAI (importing country) January 19, 2011 Place and date, signature of authorized signatory | | 12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. CHIANGMAI (importing country) January 19, 2011 Place and date, signature of authorized signatory | |

特恵基準の脱落という不備がある場合、このCOは有効か？



不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い
 ○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、当該不備は、協定等の不備のない原産地証明書を有するものとして輸出に接続してはならない。
 ○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産地でないこと又はEPA特恵協定を適用するための要件を満たしていないことが判明した場合には、当該貨物についてはEPA特恵協定の適用が認められない。

| 分類 | 不備の種類 | 不備の内容 | 取扱い | 留意点 | |
|------------|---------------|---|-----------------|--|--|
| 原産地証明書の有効性 | 全項目共通 | 読みかた印字の誤り | 無効 | 誤りがある。自治官署に申告書提出、システムでの訂正が必要。 | |
| | | 原産地以外による記号 | 無効 | 誤りがある。自治官署に申告書提出、システムでの訂正が必要。 | |
| | 様式 | 協定に規定された様式ではない(原産地証明書(協定)印刷用紙等に準拠して印刷されたものではない) | 無効 | 2枚用紙が規定の様式ではない場合には、原産地証明書等に印刷して可。 | |
| | | 記載事項が協定を要しない事項によって、追加、削除又は書きかえられた原産地証明書 | 無効 | | |
| | | 原本でない原産地証明書の提出 | 無効 | 複製そのほか中心を写した複製品によるものは、原産地証明書等に印刷して可。 | |
| | | 有効期間が経過した原産地証明書 | 無効 | 記載事項が協定を要しない事項によるものは、原産地証明書等に印刷して可。 | |
| | 印刷錯誤の証明 | 印刷の誤り | 無効 | 必要に応じて原産地証明書を印刷して可。 | |
| | | 印刷が不明瞭 | 無効 | | |
| | | 印刷年月日、発給番号の誤り | 無効 | | |
| | | 輸出番号の誤り | 無効 | 輸出番号が不明瞭な場合は無効。 | |
| 特恵協定の適用 | 輸出番号の誤り | 輸出番号の誤り | 無効 | 輸出番号が不明瞭な場合は無効。 | |
| | 他の | 協定の適用範囲外の品名 | 無効 | 原産地証明書の真正性が認められない場合に限り、特恵協定が適用される品名に関する記載は有効である。 | |
| | 運送手段・経路 | 仕出先、輸送手段、船名等の記載 | 無効 | | |
| | | 輸出先、従来のインボイスとの相違又は記載、"To"が不明(記載なし) | 無効 | | |
| | 輸出先・輸入先 | 輸入先、従来のインボイスとの相違又は記載、"To"が不明(記載なし) | 無効 | | |
| | インボイス番号等 | インボイス番号の輸入先とのインボイスとの相違又は記載 | 無効 | インボイス番号の輸入先とのインボイスとの相違又は記載、"To"が不明(記載なし)は、原産地証明書等に印刷して可。 | |
| | | 輸出先インボイスに関する記載及び輸出先インボイス番号の誤り、従来の相違又は記載 | 無効 | | |
| | 数量又は数量 | 数量の記載、又は数量物量の記載 | 無効 | | |
| | | 単位(重量、体積、数量) | インボイス等との相違又は記載 | 無効 | |
| | | 数量又は数量 | 数量の記載、又は数量物量の記載 | 無効 | |
| 真正性 | 認定輸出先 | 認定輸出先以外の国により作成された申告書 | 無効 | | |
| | 認定輸出先にかかると申告書 | 原産地申告書の提出 | 無効 | 輸入申告書のインボイス(コピー)上に原産地申告書が記載され、原本と内容に相違がない場合に限り、原本の提出は必要ない。 | |

原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合には有効。

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

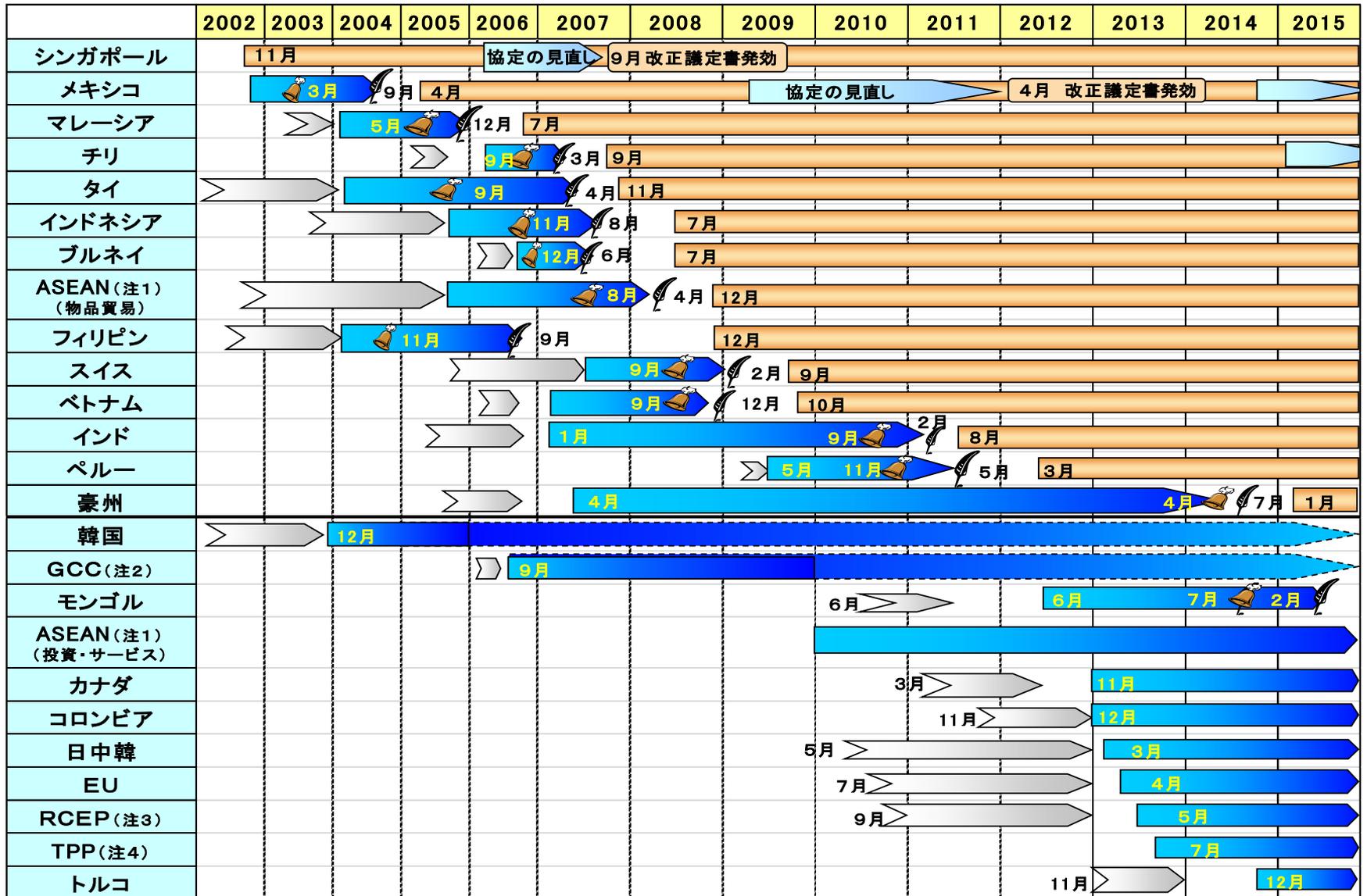
| 協定名 | | | マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン | メキシコ | チリ | タイ | アセアン 包括 | ベトナム | インド | ペルー | オーストラリア | (参考) 一般特恵 (GSP) |
|--|-----------------------------|---------------|----------------------------------|----------|----|----|------------|------|-----|-----|---------|-----------------------|
| 完全生産品 | | | A | | | WO | | | A | (a) | WO | P |
| 原産材料のみから生産される産品 | | | B | | | PE | | | B | (b) | PE | W+ HS4桁 |
| 実質的 変更基 準を満 たす産 品 | 一般 ルール を満 たす産 品 | HSコード4 桁変更 | — | | | | CTH | | B | — | — | W+ HS4桁 |
| | | 付加価値基 準 | | | | | RVC | LVC | | | | — |
| | 品目別 規則を 満たす 産品 | 関税分類変 更基準 | C | | | | CTC | | | (c) | PSR | W+ HS4桁 |
| | | 付加価値基 準 | | | | | RVC | LVC | | | | |
| 加工工程基 準 | SP | | | | | | | | | | | |
| その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:織 維製品にかかる「適性証明書」が必要) | | | — | D TPL | D | — | | | | | | |
| 適用す る場合 記載 | 累積 | | ACU | | | | | | | — | — | — |
| | 僅少の非原産材料 | | DMI | | | | | | | — | — | |
| | 代替性のある産品及 び材料 | | FGM | | | — | | IIM | FGM | — | | |

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。

原産地手続を巡る諸外国の動向とわが国

原産地証明手続と検証手続

各国とのEPAの進捗状況 (2015年2月時点)



(注1) ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済みであるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。
 (注2) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国) ; 2009年以降、交渉延期
 (注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)
 (注4) TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

諸外国のFTA証明手続の類型

← 輸出国政府が証明に関与 →

第三者証明

輸出者の申告に基づき、輸出国政府(発給機関)が発給する原産地証明により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

アセアン、**日本**、中国

認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定した認定輸出者が作成した原産地申告により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

EU、スイス

※**日本が、スイス協定、ペルー協定、メキシコ協定で導入**

← 完全自己申告 →

事業者による自己申告

輸出者／製造者／輸入者が作成した原産地申告文書により、輸入者が証明

契約毎の原産地申告文書(コピー、電子媒体可)

米国、カナダ、メキシコ(墨)、チリ、豪州、NZ

※**日本が、オーストラリア協定で導入**

EUにおける原産地手続の改善

第三者証明制度 (EUは一般特惠(GSP)やFTAにおいて第三者証明を選好していた)

2003年: 将来の原産地手続についてのEC政策提案書 (Green Paper) を提示

第三者証明制度につき、以下の問題があるとし、原産地手続の見直しを提起

- 貿易量の増大により、発給当局が発給時に全ての申請の原産性の審査を行うことが不可能
- 輸入者が発給当局の原産地証明を信用したことにつき善意の場合、原産品でないと判明しても輸入者に関税を請求できないケースが生じている
- 印影の登録や、検証の実施という、輸出国政府の義務が、適切になされていない
- 結果として受益を受ける輸出国の怠慢により、輸入国が経済的損失を受けている

2010年9月 加盟国合意、2010年11月法律改正

登録輸出者の自己証明制度 (2017年より GSPに導入。FTAも徐々に導入)

- 第三者証明制度を廃止し、輸出者に証明の責任を移行。
- 原産地証明書を原産地申告とし、輸入国税関が、ランダム若しくは原産性について疑義がある場合には、検証手続において確認
- 輸出国政府は、輸出者の登録を通じて、輸出者の法令遵守と、(輸入国税関からの要請に応じ) 検証手続における原産性の審査を責任を持って実施

米国における原産地手続の改善

輸出者自己証明制度 (NAFTA 1994年1月発効)

輸出者自己証明に係る問題点

(U.S. presentation at Oct. 2010 Self-Certification Pathfinder Workshop at Viet Nam, July 2011)

- 輸入者は、原産性を立証する証拠書類を有していても、輸出者から原産地証明(CO)を取得することが必要。
- 輸出者のミスでCOが正しく作成されない場合、原産品であっても、特惠税率が否認される。
- 輸入者は検証手続に参加できないにも関わらず、特惠税率の適用が否認された場合には、その差額の関税額を支払うことが必要。
- 輸出者への直接検証は、国を超えて行う調査であり、輸入国税関の負担が大きい

税関近代化法 (1993年発効) Informed ComplianceとShared Responsibilityの導入
(輸入者が輸入関連の法律に従う義務があることを明確化)

⇒この法律により、米国税関は、関税分類、関税評価と同様、輸入者が、原産地の証明内容に合理的な注意義務(reasonable care)を有しているとした。

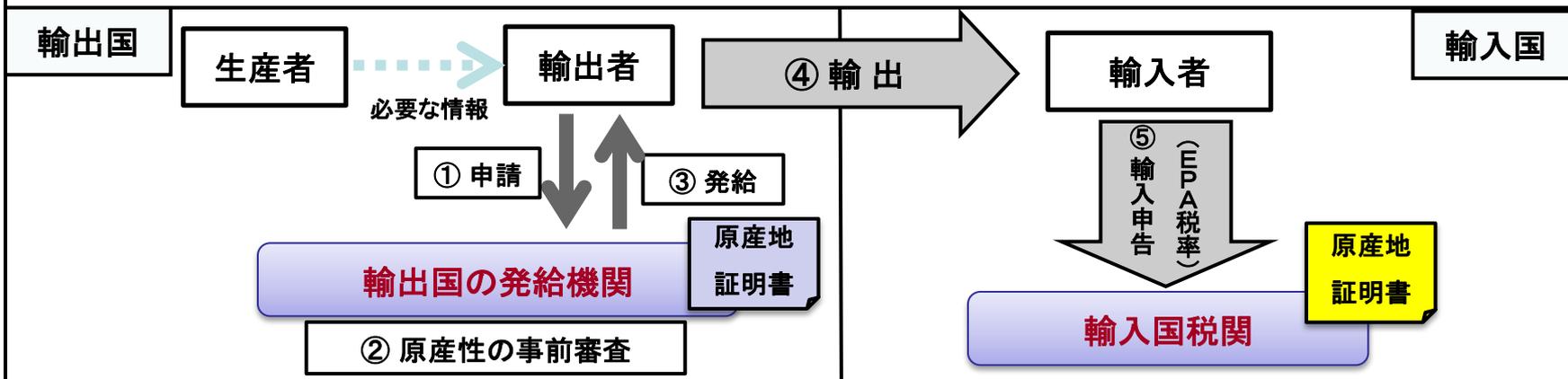
輸入者ベースの自己証明制度 (NAFTA以降のFTA (韓米FTA等))

- 輸出者、製造者又は輸入者が作成するCO、若しくは、輸入者が自己の知識に基づき輸入者が特惠税率の適用を要求。
- 輸入国税関の検証は、輸入者が対象となり、輸出者、製造者への検証は極力行わない。輸入者が情報を有しない場合には、輸入者のアレンジにより、輸出者や製造者が輸入国税関へ直接情報を提供。

日本の原産地証明手続

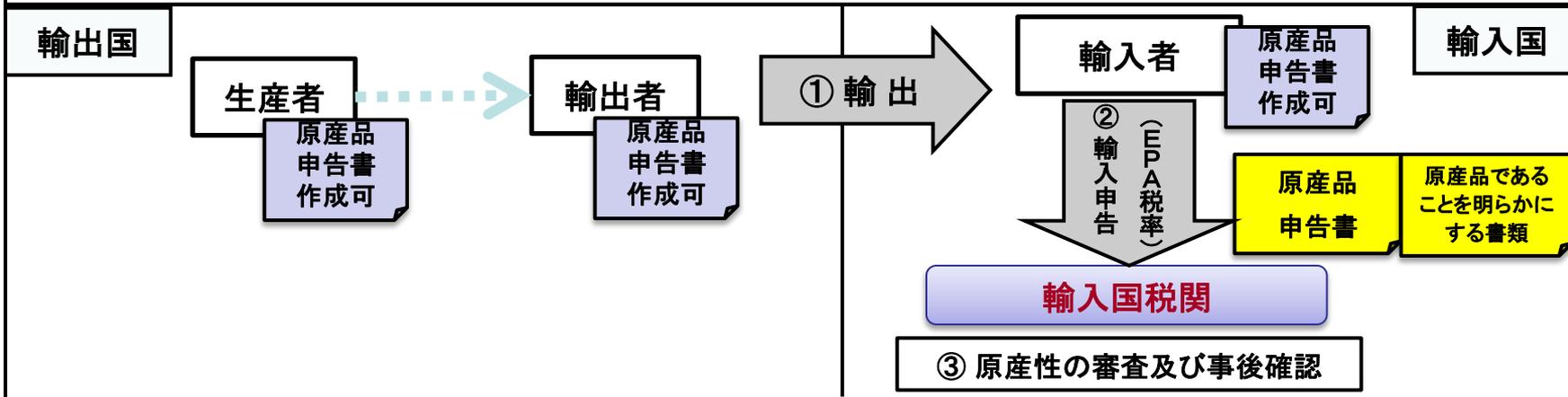
第三者証明制度

- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。



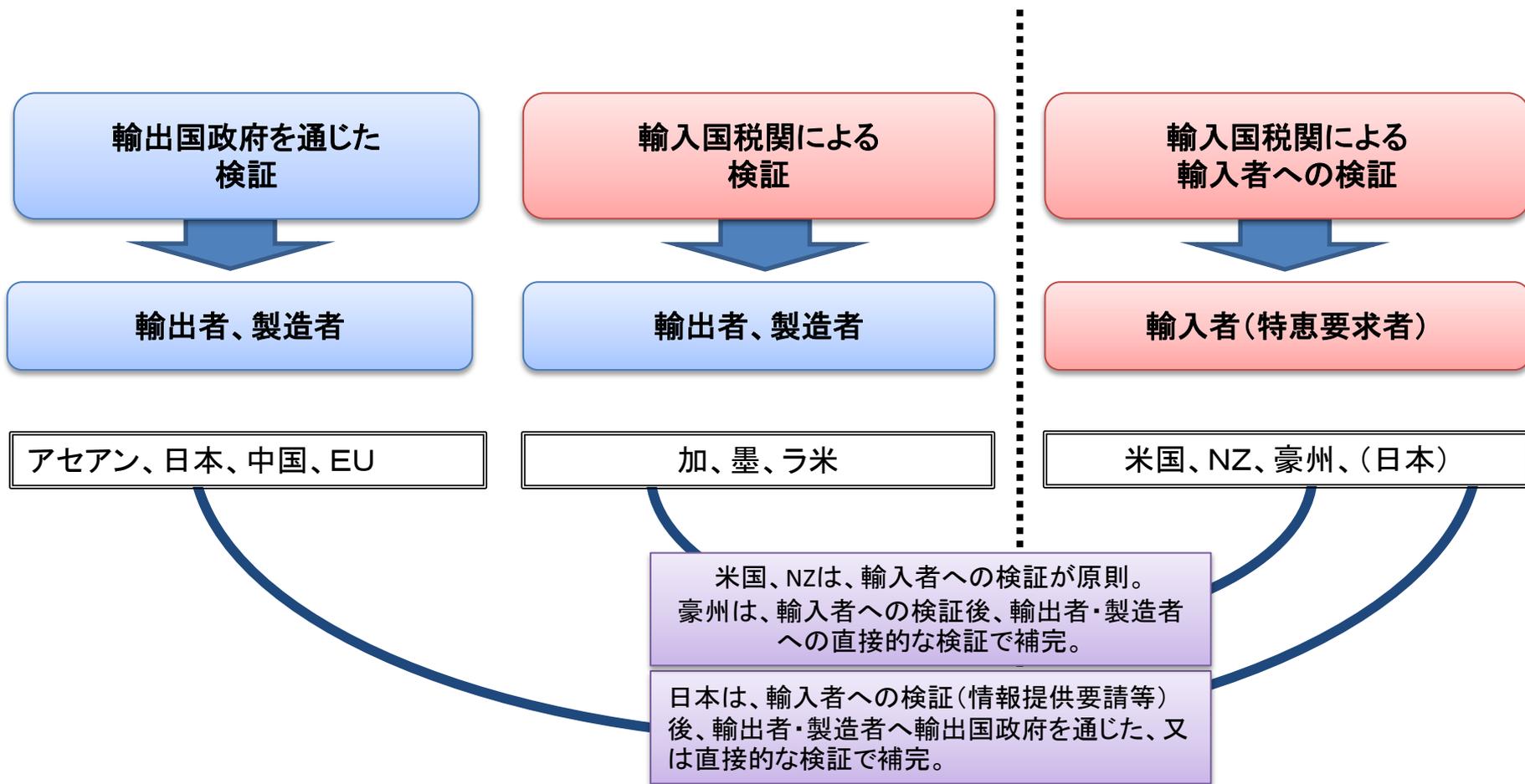
自己申告制度

- ◆ 日豪EPAにおいて初めて採用。
- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類を日本税関に提出。
- ◆ 従来の第三者証明制度も利用可能。



※上記のほか、認定輸出者による自己申告制度がある(スイス、ペルー及びメキシコ協定で導入)

各国のFTA検証手続の類型

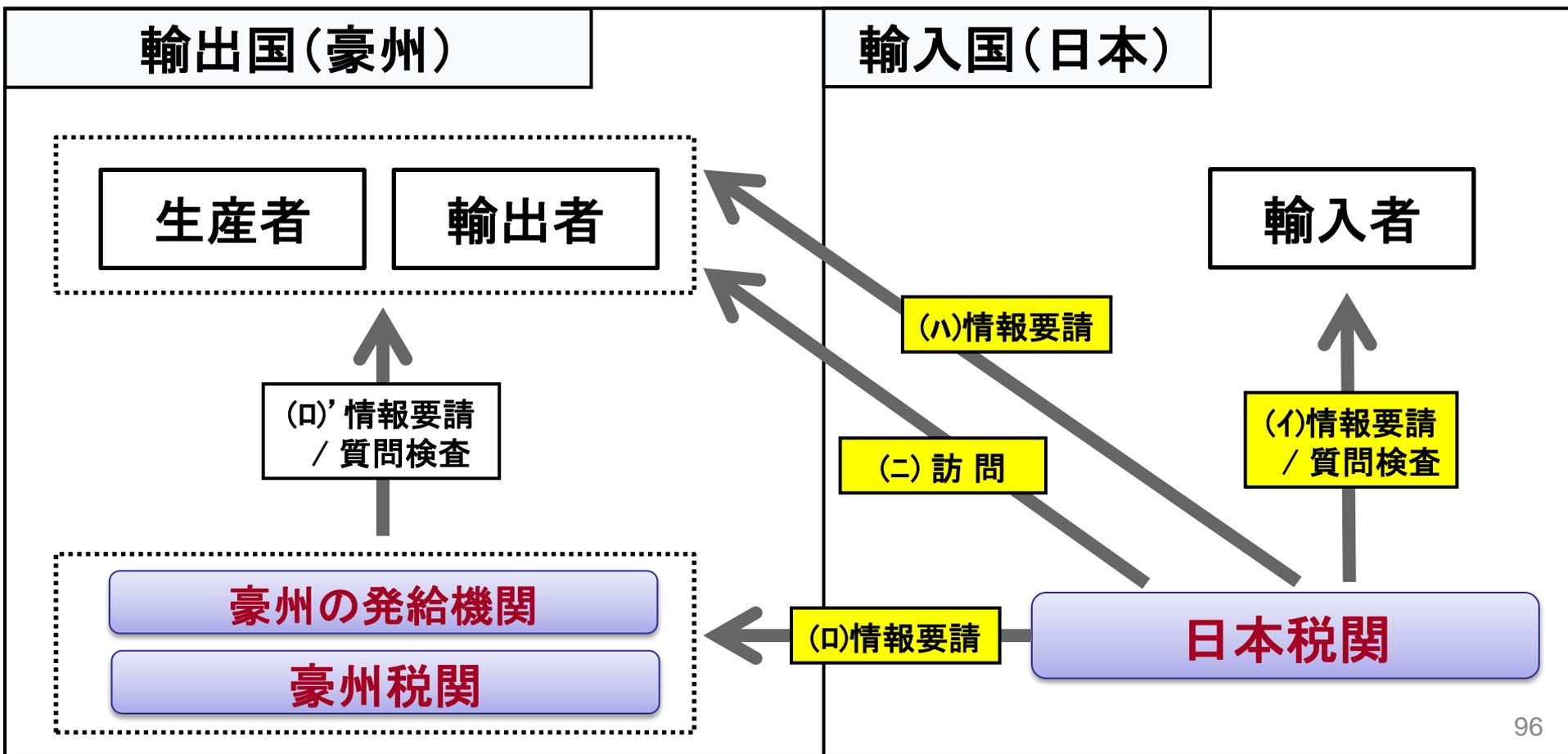


【検証時に提出が必要となる証拠資料の例】

- | | | |
|-----------------|----------------------------|---------------|
| ○総部品表(材料一覧表) | ○製造工程フロー図 | ○原材料の原産品との宣誓書 |
| ○生産指図書 | ○原材料の仕入書、帳簿、支払記録など | |
| ○契約書(対供給者、対輸出者) | ○各「材料・部品」の投入記録(在庫「蔵入蔵出」記録) | 等 |

日本の検証（事後確認）手続

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
 (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
 (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
 (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
 (注) 上記(イ)~(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。



終わりに

特惠税率を適用するにあたり 注意すべき事項



- ✓ 特惠税率の設定があるか。
- ✓ 適正な原産地に関する証拠書類が、輸入申告時に提出可能か。
- ✓ 貨物はEPA相手国又は特惠受益国から直送されているか。第三国を経由する場合は、運送要件証明書の提出が可能か。
- ✓ 非原産材料を使用して生産されている場合は、品目別規則を満たしているか。

等

EPA利用の支援策

EPA／FTAの今後の拡大を見据え、税関における原産地規則や関税分類、関税評価などの知見を生かしつつ、輸出入者等に対する以下の支援を実施。

EPA利用セミナー

- ・税関、経産省、財務局や商工会議所が協力し、全国でEPA利用セミナーを開催（原産地規則・関税分類など）

EPA情報提供

- ・税関ホームページ
- ・原産地規則のパンフレットなど

EPA輸出入の個別相談（原産地規則、原材料の関税分類）

- ・各9税関（原産地調査官部門）
- （注）輸出についての相談への回答は、あくまでも出された情報に基づく日本税関としての原産性や関税分類について見解

原産地規則の理解を深めて頂くために・・・



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。

現在、我が国では14の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しており、TPP（環太平洋経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日EUEPA、日中韓FTAなどの広域FTAの交渉が進められています。東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ等
- 講師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429
E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

税関ホームページ

http://www.customs.go.jp/

The image shows a screenshot of the Japanese Customs website (www.customs.go.jp) with several key elements highlighted in red boxes and annotated with arrows:

- Navigation Bar:** The menu item "輸出入の手続き" (Import/Export Procedures) is highlighted in a red box.
- Main Content Area:**
 - A red box highlights the link "『輸出入の手続き』をクリック" (Click on 'Import/Export Procedures').
 - Another red box highlights the link "『経済連携協定(FTA/EPA)』はここをクリック" (Click here for 'Economic Partnership Agreements (FTA/EPA)').
 - A third red box highlights the link "『事前教示』はここをクリック" (Click here for 'Advance Rulings').
 - A fourth red box highlights the link "『原産地規則について』をクリックすると" (Click on 'About Rules of Origin'), with a sub-note: "不備ある原産地証明書の取扱い" (Handling of incomplete Rules of Origin Certificates) and "原産地規則に関する講師派遣のご案内" (Information on Lecturer Dispatch regarding Rules of Origin).
- Right Sidebar:** A list of links is visible, including "関税局・税関の紹介" (Introduction to Customs Offices), "関税中央分析所・税関研修所" (Central Customs Analysis Office/Customs Training Center), "税関所在案内" (Customs Office Locations), "所管の法人に関する情報" (Information on Affiliated Corporations), "採用案内" (Recruitment Information), "関税政策・税関行政" (Customs Policy/Customs Administration), "新法研究会" (New Law Study Group), "審議会・研究会" (Advisory Committee/Study Group), "政策評価(関税局・税関関連)" (Policy Evaluation (Customs/Customs-related)), "国際機関(WTO・WCO)" (International Organizations (WTO/WCO)), "地域協力(APEC)" (Regional Cooperation (APEC)), "経済連携協定(FTA/EPA)" (Economic Partnership Agreements (FTA/EPA)), and "税関相互支援協定(CMAA)" (Customs Mutual Support Agreements (CMAA)).
- Footer:** A note at the bottom right states: "注意: 下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます" (Note: Clicking the links below will open a new window).

ご不明の点があれば . . .

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

| 税関 | メールアドレス | 電話番号 | FAX番号 |
|--------|--------------------------------------|---------------|--------------|
| 東京税関 | tyo-gyomu-origin@customs.go.jp | 03-3599-6527 | 03-3599-6429 |
| 横浜税関 | yok-gensanchi@customs.go.jp | 045-212-6174 | 045-201-7291 |
| 神戸税関 | kobe-gensan@customs.go.jp | 078-333-3097 | 078-333-3187 |
| 大阪税関 | osaka-gensanchi@customs.go.jp | 06-6576-3196 | 06-6576-0362 |
| 名古屋税関 | nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp | 052-654-4205 | 052-654-4184 |
| 門司税関 | moji-gyomu@customs.go.jp | 050-3530-8369 | 093-332-8397 |
| 長崎税関 | nagasaki-gensanchi@customs.go.jp | 095-828-8665 | 095-827-0580 |
| 函館税関 | hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp | 0138-40-4256 | 0138-45-8872 |
| 沖縄地区税関 | oki-9a-bunrui@customs.go.jp | 098-862-8692 | 098-863-0390 |

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・ トップページでのピックアップ中「 税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。

○ 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。 》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。法令・制度等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。